

本日の会議に付した事件

平成25年第3回山元町議会定例会（第4日目）

平成25年9月9日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第81号 山元町町税条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第82号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 4 報告第18号 平成24年度決算山元町健全化判断比率について
日程第 5 報告第19号 平成24年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率について
日程第 6 認定第 1号 平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 認定第 2号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 認定第 3号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 認定第 4号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第 5号 平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第 6号 平成24年度山元町水道事業会計決算認定について
日程第12 認定第 7号 平成24年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、6番遠藤龍之君、7番齋藤慶治君を指名します。

これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、岩佐哲也君ほか2名の議員から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．議案第81号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。大変申しわけございませんが、説明前に配布資料にちょっと記載ミスがございましたので、訂正方ひとつお願いいたします。

今回の条例議案資料No.1と資料No.2の右側の上にあります括弧書きですが、第3回議会「臨時会」となっております。これは「定例会」の誤りでございますので、大変申しわけございませんが、定例会と訂正の方よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

議案第81号山元町町税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

皆様に配布させていただいております配布資料No.1の条例議案の概要書においてご説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律第2条に係る改正について、6月12日に政令及び省令が公布されたことに伴い、町税条例の関係条文を改正するものであります。

まず、1点目の公的年金等に係る町民税の特別徴収でございますが、資料の裏面、別紙資料No.1でご説明をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

②の年金特徴者が町外に転出した場合の公的年金等に係る町民税の徴収方法の改正についてでございます。現行制度における町民税の公的年金からの特別徴収対象者は、介護保険料の特別徴収の対象者となっていることが条件になっております。このことから、町外に転出した場合には介護保険に準じて特別徴収を停止し、普通徴収に切りかえることとされております。

今回の改正は、町民税は介護保険料と異なり、年税額の全額が賦課期日1月1日になりますが、住所のある市町村へ納めることと定められておりますことから、徴収方法をかえる必要がないことから、継続して特別徴収ができるように改正がなされました。

改正内容につきましては、図の中で改正後のところを見ていただきたいのですが、賦課期日1月1日以降、3月31日までの間に他の市町村に転出した場合、転出前の市町村で4月、6月、8月の年金支給日に特別徴収で仮徴収を行います。

ただし、本徴収に必要な年金受給者情報は、4月1日を基準としていることから、年金保険者、厚生労働大臣とか地方公務員共済等からの転出先への市町村に通知され、転出前の市町村に情報が通知されないことから、本徴収分は普通徴収の方法で徴収するということとなります。

また、4月1日から12月31日までの間に他の市町村に転出した場合には、賦課期日時点の住所地の市町村が当該年度中の特別徴収を継続することとする改正になります。このことによりまして、特別徴収が継続されることから、納税者は納期ごとに金融機関で納付することもなく、また、町においても転出者に係る納税通知書の作成、発送等の徴収事務の効率化が図られます。

続いて、②の公的年金からの町民税に係る特別徴収の制度の見直しについては、4月、6月、8月の仮徴収分の算定方法を改め、収入の増減や控除額等で住民税の年間納税額が大きく変動した場合でも、年間の徴収額をできるだけ平準化するための改正がなされております。

現行制度では、翌年度の仮徴収額は、前年度の10月、12月、2月の本徴収分を仮徴収としていることから、一旦仮徴収と本徴収に差が出ますと不均衡は解消できません。このことから、今回の改正において年間を通じて特別徴収の平準化を図るため、仮徴収額を前年度の年税額の2分の1に相当する額に改正がなされております。

図上でNと年度が入っておりますが、N、これが当該年度、N1が翌年度、N2が翌々

年度という形で見ていただきたいと考えております。

このことから、今回改正において、年間を通じた特別徴収額の平準化を図るため、年税額の2分の1が仮徴収にくるという改正でございますので、年金者の方が年税額が2年間連続同額の場合には、仮徴収額と本徴収額が一致、年金支給の際に徴収される額が一定になることから、年金受給額も同じく一定となります。また、町におきましても年間徴収額が平準化が図られるという形になります。

これ図でいきますと、改正後の右側、一番下ですね。N2、N3のところ出てきますように、N3のところになりますと、丸々N2の免税額の2分の1が入ってきますので、同額となるということから、従前ですと、それが前年度の本徴収額が仮徴収に切ることがあって平準化が図られなかったことが同じ額に、今度は平準化が図られるというような改正でございます。

また、裏面をお開きいただきます。別紙資料2でございます。

これにつきましては、金融所得課税の一本化でございます。今回、公社等の利子所得及び譲渡所得に対する課税方式の見直しが行われました。現行制度、左側ですが、現行の所得税制においては、株式等を譲渡したことによる生ずる所得についてはすべて課税対象とされている一方、公社債等の利子については利子支払額が特別徴収され、申告賦課となっており、公社債等の譲渡益については非課税とされております。

今回の改正によりまして、平成28年1月1日以降に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子については、利子の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とすることと改正がなされました。また、公社債等を特定公社債とそれ以外の公社債等に区分した上で、特定公社債等に係る利子所得を申告分に課税の対象とするほか、譲渡所得の非課税制度が廃止されております。

この結果、公社債等の運用所得に対する課税方法は、株式等の運用所得に対するものと整合され、これによる改正がなされました。また、現行の金融証券税制に係る損益通算は、図の左下に表示しております株式の枠内で上場株式等の配当と譲渡益との間、上場株式等と譲渡益との非上場株式等の譲渡益だけが通算可能となっておりますが、今回の改正におきまして、資料図の右上になりますが、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡益所得等を別々の分離課税とした上で、特定公社債等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等と非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組がなされております。そのことによりまして、特定公社債等及び上場株式等の間で損益通算が可能とする改正でございます。

3番目の表紙、頭になりますけれども、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例等を削除するものがあります。削除となりますのは、株式等に係る課税等の特例等を定めたものですけれども、上位法である地方税法において定められておりますことから、今回国の準則で削除されたことに伴いまして、条例から削除するものでございます。

施行期日ですが、改正条例附則の第2条第1項に対する課税については、平成28年1月1日から施行、ただし、公的年金等に係る個人町民税の特別徴収については、平成28年10月1日から施行する。金融所得等の関係の一体化でございますが、これにつきましては、平成29年1月1日から施行、条の削除につきましても、同じく所得課税の一本化に合わせておりますので、平成29年1月1日施行ということになります。

ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 8 1 号山元町町税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 3. 議案第 8 2 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第 8 2 号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

先ほどと同じように、事前に配布させていただきました配布資料 No. 2、条例議案の概要にてご説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律第 2 条に係る改正について。

平成 25 年 6 月 12 日に政令及び省令が公布されたことにより、所要の改正をするものでございます。

これにつきましては、国民健康保険税に係る所得額の計算において、町税条例と同じく金融所得課税方法が改正されたことによります改正でございます。

主な改正内容でございますが、金融所得課税の一本化、これ記載しております別紙資料 1 の方で提示しておりますが、先ほどと同じく金融所得課税の改組、組み合わせの改正が行われましたことによります改正でございます。

これについては公社債等、特定公社債と一般公社債に改組をしたと。株式についても上場と非上場に改組をしたというような形でございます。あとまた通算が可能になったという改正でございます。あとまた町税と同じく、条例上で削除するものは削除したという内容の改正でございます。

施行期日ですが、平成 29 年 1 月 1 日からになります。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今の説明を聞いていて、国保税がどのくらい上がるのか同じなのか、このパーセント見ると全く同じようなので、ただ、配当と利子を分けたのかどうか、その辺。要するに一般の町民にすれば上がるのか、もう少し具体的に教えてください。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。今回の金融関係でございますけれども、今現在公社債並びに株式等でございますが、平成15年から金融証券関係の特例措置がありまして、租税特別措置法で特例が現在ありますけれども、それが平成25年12月末で切れるということになりまして、本則課税になるということでございますので、それらについて本則課税になった場合に、金融市場の方に一般からの資金の流れが悪くなること等も考えられることから、改組によって損益通算も可能にしますよというような改正でございまして、国保税について上がり下がりということはございません。あくまでも所得の計算上ということでございます。（「延長するだけ」の声あり）はい、そういうことでございます。よろしくお願いたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第82号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第18号及び日程第5．報告第19号を一括議題とします。

本案について説明を求めます。報告第18号については企画財政課長高橋寿久君。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、報告第18号平成24年度決算山元町健全化判断比率についてご報告いたします。

今回の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、議会に報告するものでございます。

おめくりいただきたいと思えます。

平成24年度決算山元町健全化判断比率でございます。

健全化判断比率につきましては、ご覧の四つの指標を出しまして、こちら判断をするというものになってございます。

まず、一つ目でございます。実質赤字比率、こちらは一般会計の赤字か黒字かというものでございまして、その割合や標準財政規模に対してどれくらいあるかというものでございます。こちらはいわゆるバー表示でございます。今回は赤字ではなく黒字だった

ということからバー表示でございます。

具体的数字を申しますと、マイナス90.71パーセントということで、黒字ですので、赤字比率に関してはマイナスで出てくるということで、結果としてはバー表示ということでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。こちらは一般会計に合わせまして、特別会計、企業会計を合わせた赤字の比率を示すものでございます。こちらについても大幅な黒字でございました。具体的にはマイナス97.5パーセントでございましたので、赤字比率といたしましてはバー表示というものでございます。

続きまして、実質公債費比率でございます。こちらは標準財政規模に対します元利償還金等、いわゆる公債費の割合がどのぐらいあるかというものでございます。こちらについては14.7パーセント、標準財政規模の大体15パーセント弱ぐらいが元利償還金等の公債費、いわゆる借金の返済等に使っていると、そういう比率でございます。

続きまして、将来負担比率でございます。こちらは将来山元町が負担する、いわゆる負債の額が標準財政規模に対してどのぐらいあるかというものでございます。こちらにつきましても、現在各基金等の手持ち資金が潤沢にございますので、将来負担比率がバー表示、マイナスでございました。マイナス0.1パーセントだったということから、バー表示ということでございます。

下の参考をご覧くださいれば、これは国で定めます早期健全化基準、財政再生基準の数値でございます。今説明したとおり、すべてこの基準を下回っております。私の方からは以上でございます。

議長（阿部 均君）報告第19号については、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。報告第19号平成24年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成24年度山元町公営企業経営健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

水道事業会計、下水道事業会計におきまして、財政の健全化に関する法律に基づきまして経営指標等を判断するための資金不足比率を算出いたしました。結果、いずれも資金不足が生じておりませんので、バー表示となっております。

補足説明いたします。

水道事業会計、下水道事業会計それぞれにおいて、未払い金等の流動負債合計に対し現金預金等の流動資産合計額が上回っているため、資金不足が生じておりません。以上、報告といたします。

議長（阿部 均君）説明が終わりましたので、報告に対し代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員阿部武郎君登壇願います。

代表監査委員（阿部武郎君）はい、議長。それでは、私から報告第18号、報告第19号について審査を行っておりますので、その意見書についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、町長から審査に付されました平成24年度山元町健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、去る8月26日町長へ意見書を提出しておりますので、平成25年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

1枚お開きいただきまして、審査意見書の朗読をもって報告とさせていただきます。
平成24年度決算山元町健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この健全化判断比率審査は、平成25年8月7日に町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記の表でございます。比率、平成24年度、平成23年度の順でご説明申し上げます。

まず、①実質赤字比率、バー表示の下にマイナスの数字がございますが、先ほど企画財政課長からご報告ありましたので、私からは別の点から金額を申し上げますと37億円程度でございます。平成24年度の黒字は37億円程度。②連結実質赤字比率、これは40億円程度でございます。③の実質公債費比率、14.7パーセント、④将来負担比率、マイナス0.1でございますが、金額にいたしますと500万円程度でございます。昨年から数字がよくなっておりますが、昨年は金額に直しますと14億円でございますので、かなり減っているということでございます。

(2) 個別意見でございます。

①実質赤字比率について

実質赤字比率は、マイナス90.71パーセントとなっており、早期健全化基準の15パーセントと比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、マイナス97.50パーセントとなっており、早期健全化基準の20パーセントと比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、14.7パーセントとなっており、早期健全化基準の25パーセントと比較するとこれを下回っている。

④将来負担比率について

将来負担比率は、マイナス0.1パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントと比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。以上でございます。

続きまして、公営企業経営健全化判断比率についての審査意見のご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、町長から審査に付された平成24年度山元町公営企業経営健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、去る8月26日町長へ意見書を提出しておりますので、平成25年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

1枚お開きいただきまして、審査意見書の朗読をもって報告とさせていただきます。
平成24年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化判断比率審査は、平成25年7月25日に町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記の表でございます。会計資金不足比率、早期健全化基準と記載してございますので、この順でご説明申し上げます。

①水道事業会計

資金不足比率はございません。早期健全化基準は20.00パーセントでございます。

②下水道事業会計

これも資金不足比率はございません。早期健全化基準は20.00パーセントでございます。このバー表示につきましては、先ほど所長の方から補足説明がございましたので、省略いたします。

(2) 個別意見

①水道事業会計について

資金不足比率は、0パーセントとなっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。

②下水道事業会計について

資金不足比率は、0パーセントとなっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから報告第18号及び第19号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

報告第18号平成24年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第19号平成24年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率についての報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6. 認定第1号から日程第12. 認定第7号までの7件を一括議題といたします。

これから本案について説明を求めます。認定第1号から認定第5号までの5件については、会計管理者佐藤澄三郎君。

会計管理者（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、私の方から認定第1号から認定第5号についてご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、認定第1号平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額777億5,520万2,772円、歳出決算額716億2,449万1,271円、歳入歳出差引額61億3,071万1,501円、翌年度へ繰り越すべき財源24億187万5,732円、実質収支額37億2,883万5,769円、うち基金繰入額19億円。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページには実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

あと、続きまして、歳入歳出決算事項別明細書でございます。3ページから12ページに記載されてございます。そのうちの歳入の関係につきましては3ページから8ページ、歳出につきましては9ページから12ページというふうになっております。内容等につきましては割愛させていただきたいと思います。

続きまして、認定第2号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額24億6,674万6,615円、歳出決算額22億5,277万7,080円、歳入歳出差引額2億1,396万9,535円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。実質収支額2億1,396万9,535円、うち基金繰入額1億1,000万円でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては実質収支に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては3ページから8ページの内容でございます。歳入につきましては3、4ページ、歳出については5ページから8ページの内容でございます。詳細につきましては割愛させていただきたいと思います。

続きまして、認定第3号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入決算額でございますが、1億2,169万8,042円、歳出決算額1億1,871万7,520円、歳入歳出差引額298万522円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。実質収支額298万522円、うち基金繰入額についてはゼロでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページは、実質収支に関する調書でございます。内容については記載のとおりでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。3ページから6ページに記載されてございます。歳入につきましては3、4ページ、歳出につきましては5ページ、6ページのような内容でございます。詳細につきましては割愛させていただきたいと思います。

続きまして、認定第4号平成24年度山元町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入決算額でございますが、14億2,766万7,969円、歳出決算額13億6,551万4,902円、歳入歳出差引額6,215万3,067円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。実質収支額6,215万3,067円、うち基金繰入額3,200万円でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページには実質収支に関する調書でございます。内容については記載のとおりでございます。

続きまして、介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。3ページから6ページの方に記載されてございます。歳入につきましては3ページ、4ページ、歳出につきましては5ページ、6ページという内容でございます。詳細については割愛させていただきたいと思います。

続きまして、認定第5号平成24年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について。

1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入決算額でございますが、390万1,221円、歳出決算額390万1,221円、歳入歳出差引額はゼロでございます。翌年度に繰り越すべき財源もゼロでございます。実質収支額もゼロという内容でございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては3ページから6ページの内容でございます。歳入につきましては3ページ、4ページ、歳出につきましては5ページ、6ページという内容でございます。

以上、認定第1号から認定第5号までご説明申し上げました。よろしくご審査をいただき、ご認定賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）認定第6号、認定第7号については上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、認定第6号平成24年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきましては、区分欄第1款水道事業収益の予算額合計2億8,023万1,000円に対し、決算額3億3,013万8,702円であります。

支出について申し上げます。

第1款水道事業費、予算額3億5,060万1,000円に対し、決算額3億9,073万2,411円であります。収益的収入から支出の差引額でございますが、6,059万3,709円の損失でありました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

3、4ページをお開き願います。

収入につきましては、区分欄第1款資本的収入の予算額合計4億7,896万6,000円に対し、決算額2億8,289万9,747円であります。

支出につきましては、第1款資本的支出、予算額合計6億3,644万4,000円に対し、決算額4億3,562万2,993円であります。

欄外の補足で説明させていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,272万3,246円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、運転資金として借り入れた企業債で補填し、なお不足する額については一時借入金で措置しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

6ページをお開き願います。

平成24年度山元町水道事業損益計算書のご説明をいたします。

中ごろに経常損失3,793万9,098円、特別損失2,469万532円で、当年度純損失は1,262万9,630円でありました。当年度純損失と前年度繰越欠損金8,321万2,993円を合わせますと、当年度未処理欠損金は1億4,584万2,623円であります。

続きまして、9ページをお開き願います。

平成24年度山元町水道事業貸借対照表でございます。

内容についてはここに記載のとおりでございます。詳細は割愛させていただきます。

続きまして、認定第7号平成24年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきましては、区分欄第1款下水道事業収益の予算額合計6億2,030万6,000円に対し、決算額6億5,236万2,020円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費の予算額合計6億6,757万7,000円に対し、決算額6億21万1,193円であります。収益的収入から支出の差引額は5,215万817円の利益でありました。

続きまして、3、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、区分欄第1款資本的収入の予算額合計61億3,365万8,000円に対し、決算額21億1,840万542円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の予算額合計64億8,519万円に対し、決算額25億76万3,476円あります。

欄外の補足事項で説明させていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,236万2,934円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び運転資金として借り入れた企業債で補填しております。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

6ページをお開き願います。

平成24年度山元町下水道事業損益計算書のご説明をいたします。

中ごろにございます経常利益でございます。6, 182万5, 064円であります。5番の特別利益から6番の特別損失を引いた特別損失でございますが、1,301万1,119円で、当年度純利益は4,881万3,945円でありました。当年度純利益から現年度欠損金2,782万9,495円を差し引いた当年度未処理分利益剰余金は2,098万4,450円でありました。

続きまして、9、10ページをお開き願います。

平成24年度下水道事業貸借対照表でございます。

資産、負債については、ここに記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上、認定第6号、認定第7号についてご説明申し上げました。よろしくご審査の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）説明が終わりましたので、これに対し代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員阿部武郎君登壇願います。

代表監査委員（阿部武郎君）はい、議長。それでは、私から決算審査意見についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された平成24年度一般会計各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、去る8月26日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、平成25年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

2枚めくっていただきまして、審査意見書の朗読をもって報告とさせていただきたいと思っております。

平成24年度山元町各種会計歳入歳出決算審査意見書

第1審査の対象

1. 一般会計、特別会計及び事業会計、平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算、平成24年度は省略いたします。山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、山元町水道事業会計決算、山元町下水道事業会計決算

2. 平成24年度地方債、基金積立及び出資による権利並びに有価証券等の状況

第2審査の期間

平成25年7月12日から平成25年7月22日まで。

第3審査の方法

平成25年7月10日決算審査に付された平成24年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び事業会計の決算並びに地方債等の状況について、次に掲げることがを主眼とし、関係責任者から説明を聴取して審査を実施した。

(1) 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は定められた様式で作成されているか。

(2) 決算書の計数は正確か。

(3) 予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われたか。

(4) 違法、または不当な収支はないか。

(5) 収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

(6) 事務の合理化、経費の節減に努力しているか。

(7) 財政分析は前年度と比較してどうか。また、工事等についてはその結果等を聴取し、震災復興企画課、まちづくり整備課及び上下水道事業所の工事箇所を中心に現地調査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された各会計決算審査書類及び成果表、その他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めた。その概要及び意見は後述するとおりでございます。

2 ページには、上下水道を除きました総括、それから一般会計、一般会計は財政分析主要指数、あるいは財源の構成状況、地方債及び基金積立並びに有価証券等の状況、各特別会計、事業会計の順に2 ページから49 ページまで概要を記載してございますので、議員の皆様には後ほどご高覧賜り、ご審査をいただければと思います。

私からは、決算審査を通して感じた意見を最後の50 ページにまとめてございますので、これをご報告したいと思います。

50 ページをご覧いただきたいと思います。

意見

以上が平成24年度の一般会計、各種特別会計、事業会計決算審査の概要である。一般会計における財政分析主要指数等の推移については、東日本大震災に伴い復旧・復興事業を優先的に取り組んできたこと及び震災関連事業における復興交付金事業の概算交付制度を積極的に活用したことなどから大幅な剰余金増となり、実質収支比率は前年度対比70.7ポイント増の90.7ポイント、将来負担比率は、手元資金が多くなったことなどから、前年度対比39.5ポイント減のマイナス0.1ポイントと大幅に改善している。

他の指数の前年度対比増減についても、その要因として東日本大震災に伴うものが多々認められるが、財政の健全エリアより数値が高いものについては財政健全化のため、なお一層の努力が必要である。今後高齢化や人口流出が進行した山元町にとって、社会福祉施策や公共インフラなどの安定的な運営が難しくなる可能性が高く、復興の先の財政のあり方を見据え、冷静かつ慎重な財政運営に引き続き努めていただきたい。

町が大きく変化するとき、住民が認識し行動に移す事象も当然変わっていく。まちづくりの目標は、住民の意思が結集されていればいるほどその実現性は高まる。復興の課題が山積し、想像を絶する重責と心身の疲労は察するに余りあるが、自分たちや子孫の未来のため復興が最善のシナリオで進行するよう、関係者一丸となり人事を尽くしていただきたい。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(阿部 均君)これから認定第1号から認定第7号までの7件に対する総括質疑を行います。

2番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君登壇願います。

2番(岩佐哲也君)はい、議長。それでは、平成25年第3回山元町議会定例会におきまして平成24年度の決算につきまして総括質疑を伺います。

項目大綱3点についてですが、まず1点目、一般会計でいきますと716億円ということで、非常に大きな額になっております。職員の皆さん初め、いろんな意味での仕事量もふえ、大変なことではなかったかなという受け止め方をしておりますが、その716億円のうちの実際震災関連部門とあるいは従来部分と、こういったものは一体どういう状態になっているかと。いわゆる震災関連に引きずられて一般、従来予算もふえてはいないのかと。あるいは逆に震災関連で引きずられてといたしますか、震災関連の影響を受けて住民サービスが低下して予算が少なくなっているという状態になってないかという観点からの質問でございます。

そこで、細目の第1点、震災関連分と従来分の内訳はどうなっているかという、大きな金額で結構ですが、どういう状態になっているかと。

それから2点目としましては、昨年も確認で質問をさせていただきましたが、その分の町内支払い分、いわゆる地元への支払いはどうであったかということの実態の状況についてお伺いする。

それを捉えまして、町長としてはそれをどう評価して、今後どう町政運営に反映させていく予定かをお伺いするものであります。

それから、大綱2点目は、指定管理者制度の状況についてということですが、そのうちの1点目、外注件数と金額はどうなっているかという質問でございます。これは基本的には前々申し上げておりますが、基本的には予算執行、極力町内業者に出せるものは町内の業者へ、町内の住民に出せる仕事の部分は町内に出すという観点から、その町内で支払ったものはいずれは税金になって所得税なり、消費税という形で戻ってくるということで、極力町内の経済に寄与するという意味も含めて町内に出すべきではないかという観点から、指定管理者制度で外注といたしますか、指定管理者制度に出したものは一体どうなっているのかと。平成24年度は震災関係その他で出せなかった部分もあろうと思います。そういった部分はもし出そうと思えば出せたという仮定のあれですが、そういう見方をした場合にはそういうケースがどれぐらいあったのか、金額にしてどうなのかという。

3点目は、町長としてのお考えをお尋ねしますが、それは今後どうしようという、これから下半期10月以降、あるいは来年度以降どうしようというお考えかをお尋ねします。これはよく町長がマンパワー不足ということをおっしゃっていますが、指定管理者に出せるものは極力町内に出しながら、出して人員が浮いた事業は極力従来の庁内の仕事をしてもらうと、配置転換をするということももうちょっと積極的であってはいいいんではないかということからの質問でございます。

それから、大綱3点目で、税収の不納欠損・収納率ということで、数字的にはいろいろ

ろ大分ご努力いただいて、いい方向には向いていると思いますが、従来1,000万円以上の不納欠損というのもあったことも最近ではありました、2、3年前も。大分減っておりますが、これらはしかし去年から見ると残念ながら倍増、額あるいは比率両面で見ても倍になっていると。これはどう町長として捉えていらっしゃるのか。

そして、その分を今後どう改善し、どうしていこうと、その具体策についてお尋ねするものでございます。

以上、3点についてお尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、一般会計歳出の内訳についての1点目、震災関連分と従来相当分の内訳についてですが、平成24年度一般会計における決算額約716億円のうち、復興・復旧関連分の決算額は668億円、これは93パーセント相当でございますが、そして町の単独事業等を含む経常経費分の決算額については約48億円、これは7パーセント相当になるわけでございますが、そういうふうな状況になっておりまして、復興・復旧関連事業以外の事業についても震災前とほぼ同様に取り組んでいるところであります。

次に、2点目、町内支払い分の前年比較についてですが、決算額716億円のうち、震災復興交付基金等への積立額が約395億円であることから、積立金及び職員の人件費約12億円を除いた309億円のうち、工事請負費や委託料などを通じた町内への支出は61億円で、約20パーセントとなっております。

なお、平成23年度における町内の支出については75億円で、約42パーセントとなっており、これを平成25年度と比較をした場合、14億円の減、支出割合では22ポイントの減となっております。

次に、3点目、前年比較の評価についてですが、平成24年度は本格的な復旧・復興に向けた事業が展開され、瓦れきの撤去作業など、町内の業者で施工可能であった業務が減ったことや、新山下駅周辺の災害公営住宅造成工事及び県に委託した建築工事、いちご団地整備などの大規模工事がふえたことに伴い、施工能力に見合った町外業者への発注がふえ、町内業者への発注が減ったものと受け止めております。

なお、町内業者に発注した業務について、町内業者が下請けとなる場合も多いことから、間接的に町内業者に対して支出しているケースも相当程度あるものと考えており、今後においても地場産業の振興、育成、地産地消の観点から、我が町の経済活性化を図るため、分野を限定することなく、可能な限り町内業者への発注に努めてまいり所存であります。

大綱第2、指定管理者制度の状況についての1点目、外注した件数と金額についてですが、平成24年度は4件で、委託総額952万4,000円でありました。内訳といたしまして、夢いちごの郷が35万円、共同作業所、いわゆる工房地球村でございますが、これが210万1,000円、そしてやすらぎ作業所が707万3,000円、デイサービスセンター知楽荘は、委託料相当額を介護保険事業収入で充当しているところでございます。

次に、2点目の平成24年度は外注しなかったが、できたと思われる件数と金額についてですが、平成24年度は、震災復興計画における復旧期の半ばということもあり、復旧事業を最優先したことから、新たに指定管理者制度へ移行する施設の検討は行って

おりませんでした。

次に、3点目の今後それをどのようにしようと考えているのかについてですが、指定管理者制度は、平成17年度山元町集中改革プランから検討課題として取り上げ、対象可能施設の抽出や実施目標年度を定め、平成18年度には共同作業所ややすらぎ作業所等を指定管理者に移行いたしたところでございます。今後の検討施設には少年の森や体育文化センター等が挙げられますが、行政コストの削減やスリム化を果たす有効な手段としてさらに検討を重ねてまいります。

今後は、急激な少子高齢化や人口減による税収等の自主財源の減収が予想され、行政コストの縮減と住民サービスの維持の両立が不可欠な中、アウトソーシング等を初め、町民の力を生かした協働のまちづくりが求められます。したがって、指定管理者制度の活用に至っては、新市街地に建築される防災交流拠点施設等の施設を含め、導入可能施設の整理を行った上、維持管理費は利用料金で賄う必要があることを町民へ周知するとともに、導入コストや受け手の意向等を精査しながら、利用者へのサービス低下を招かないよう速やかに対応してまいり所存であります。

大綱第3、税収の不納欠損・収納率についての1点目、町民税の不納欠損比率が昨年の倍と悪化していることについてですが、町では税負担の公平性及び自主財源を確保するという観点から、厳正かつ公正な滞納整理を進めているところであります。その上で、担税力が低下した生活困窮者、破産等により無財産になった者及び所在不明者などについては納税折衝、徹底した財産調査、実態調査を実施した上で、地方税法の規定に基づき不納欠損処分を行っているところであります。

ご質問のありました町民税の不納欠損額は、平成23年度は95万8,079円、平成24年度は189万7,454円と対前年度比率として約2倍となっております。対象者数については、平成23年度は30名、平成24年度は33名と3名の微増となっておりますが、過去数年来の傾向としては、平成21年度以降は48名、52名、30名、33名であり、一定の納税意識の向上が図られていると受け止めております。

なお、平成23年度と24年度を比較し、不納欠損額が増になった要因としては、平成23年度に死亡した1名の方における不納欠損の額が約40万円と大きく、平成24年度に計上されたことが影響していると考えております。

次に、2点目、今後の改善策をどのようにして指示しているかについてですが、不納欠損処分の改善策については、これまでも納税者との粘り強い納税折衝、徹底した財産調査、実態調査といった徴税努力を行うとともに、再三の催告に応じない悪質な納税者については、宮城県地方税滞納整理機構を初めとする関係機関との連携を図り、共同で滞納管理を実施し、加えて徴税技術の向上及び専門的知識の習得といった徴税吏員の育成を行い、効率的かつ効果的な滞納管理に取り組んでまいりました。

また、滞納は、誠実に納税などの義務を果たす多くの町民の公平感を阻害することから、本年度から滞納整理の新たな取り組みとして宮城県県税事務所と共同による滞納対策チームを立ち上げ、より一層の滞納管理強化及び滞納者の縮減を図ってまいります。

行政サービスの受益者である地域住民の方々が、その行政サービスに対し負担するものが税であることから、住民間の公平性の確保を図るため、今後とも納税者に対し納税義務の理解と納税意識の高揚に努めてまいります。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

震災関連の全体の部分は、こういう特殊な事情でございますので、それはそれとしまして、この特に2番目の町内支払い分は幾らかということで見ますと、先ほどの説明ですと、今年度は61億円、前年は75億円であったと。パーセンテージにしても去年は42パーセント、ことしは20パーセントで半減しているということですが、これは改めて策についてはいろいろ問題あると思います、改めて今後町長としては各担当者なり庁内なりでどういうふうな方針で、どういう指示で町内にお金が回るような、極力回るような施策をとっているかを改めてもう一度お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町内で経済がうまく回るようにというふうな、そのための具体的な対応、指示というふうなことでございますけれども、私としては定期的開催されます課長会議等を通じまして、基本的な姿勢というものを確認をしながら進めているところでございますし、具体のこの工事なり、業務の委託等々におきましても極力地元の方のお力をおかりできるようなことを前提とした発注なり、委託なりというふうなことに十分注意しながらというふうなことを、個々の事務事業の執行の場面でもそういうことを一つ一つ確認、点検をしながら業務対応に当たっているというふうなことでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。個々の対応でその都度確認しながらということですが、個々のということなので、1点だけちょっと、余り細かいことに入るつもりはございませんが、1点だけ関連で質問させていただきますが、昨年度のぐるりんバスの関係で、直行バスも含めまして、その中でタケヤ交通さんに随契で1,400万円ぐらいの仕事をなされている。随契ですね。これは山元タクシーさん初め、地元へ出すというふうなことをその時点で検討されたのか。例えばそういうことも一つ一つ細かく町でできることは町へというのが望ましいと思うんですが、実績にはちょっとそういう実績も出ていましたので、1点だけお尋ねします。そういうことが個々に検討されてということに反映されたのかどうかということも1点確認でお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ぐるりん号の運行の業務委託に関してでございますけれども、ご案内のとおり、この業務については、一定期間地元の皆様のお力をおかりして運行してきた実績、実態があるわけでございますけれども、そういう部分でいろいろとよりよいサービス提供というふうなことに向けて対応してきてもらったわけでございますけれども、そういう部分でのいろいろ気づき、反省というふうなことも踏まえて、さらにサービスの維持向上を図りながら、少しでも経費の削減というふうなことなどもそろそろ考えなくちゃならないのかなというふうな、そういうふうなタイミングの中で地元の方を含めて周辺でこの業務対応可能な方々からいろいろとご提案をさせていただく中で、審査委員会の中で評価をさせていただいて、タケヤさんに決まったというふうな経緯がございます。

細部の関係は別にしても、今申しましたように、一定の期間運行してもらう中での諸問題を少しでも解決をしながらという部分も多々ございますので、それはそういう問題と具体の経費の関係と総合的に、この辺で少しでも競争性のある中でというふうなことで対応してきた経緯があるというふうなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろその都度検討されたということなので、改めて細かくは言いませんが、今後ともいろんなケース、その都度、その都度極力町内に出せるもの

は出すと。いずれはその町内で支払われたものはいずれ税金で戻ってくるのであるという観点から、総合的にも判断してご検討いただくということで確認しまして、次の質問に入りますが、指定管理者制度の状況についてですが、先ほど1点目には回答いただいたんですが、2点目の質問にはちょっと回答が、私の聞き違いかどうか知りませんが、件数はどれぐらいで、仮定でございますけれども、出そうと思えば出せた件数はどれぐらいで、金額的にはどれぐらいの支出になったかというのを再度ちょっとお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。平成24年度につきましては、先ほど申しましたように、基本的にはこの膨大な復旧・復興業務に対応せざるを得ないという部分がございます、なかなか新たな業務に取り組む検討というふうな、そういう余地がないという残念な状況にあったというふうなことを改めてご理解をいただきたいと。具体的には先ほど申しましたこの平成17年度からの集中改革プランを通して、段階的に進めようというふうに進めてきたところでございまして、そのほか検討の俎上に上っている部分については保育所でございます。それから体育文化センター、公民館、笠野学堂等がいわゆる当初の計画から積み残しの部分になっているというふうなことでございます。具体の積み上げ等については、先ほどお話しした事情等から、そういうところまで検討を進めていない状況にあるということでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。質問はやったかやらないかじゃなくて、やろうと思えばやれると。いわゆる今後につながる質問をしたつもりで、来年度以降につながる質問をしたつもりなんです、やったかやらなかったかということを知りたいわけではございませんが、これは結構です。

それで、3番目、今後それをどのようにしていくかということでいきますと、先ほど話出ませんでしたけれども、先ほどは夢いちご、やすらぎですか、その他いろいろ地球工房も含めてお話しいただきましたが、生涯学習関係でちょっとありましたけれども、伝承館あたりも含めて、これは金額的に比較的指定管理の中では大きい、支払いが今費用がかかっているのではないかなと思うんですが、そういったことも含めて積極的に出していくべきであろうと思う。

これはなぜかと、再三申し上げますけれども、今96名の派遣職員の方応援いただいていると、それでも足りないと感じている。現状もそうだろうと思うんで、ご苦労もわかりますが、それならなおさらのこと町内の役場OBの方でも結構でしょうし、出せるものはどんどん出すと。指定管理者で出して現在の職員さんを別な、現在の別な部門の仕事についていただくということをもっと積極的に推し進めてもいいんじゃないかなという感じがしますので、そういうお考えがないかどうか、改めて再度お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。指定管理者制度に移行できるものはそれなりにというふうなこと、これは私としても就任した年度におきまして、次年度に向けてというふうなことで鋭意検討してきた経緯がございます。残念ながら大震災という予期せぬ大災害に遭遇してしまったということがあるというふうなことでございまして、基本的な方向としては岩佐議員ご指摘のとおりでございまして、我々としても先ほど来お答えしたような行政コストの削減なり、スリム化を果たす中で、少しでも本来の行政がどうしてもやらなくちゃならない部分にウエイトを置けるような、そういう取り組みをしていかななくちゃならないという認識では全く思いを同じくするところでございます。

そういう基本的な考えがあるわけでございますけれども、先ほど来からお話ししているように、今復旧・復興が膨大になる中で、なかなかそちらの方まで残念ながら手が回らないというようなことございまして、急がば回れというふうな部分もあるかと思えますけれども、なかなかそれもそこまでいかないような大変厳しい状況にあるのも事実でございますが、しかし、これは大事な部分でございますので、引き続き実現に向けて努力をしていかなくちやならないというふうに思っているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。今後、今年度後半、あるいは来年度積極的に検討するというふうに回答と解釈しまして、次の質問に移りますが、税収の不納欠損・収納率ということで、先ほどご説明いただきましたが、その原因、一つには死亡者がいて40万円という大きな、190何万のうち40万円という部分が死亡ということだという。

それで、この不納欠損も含めて、収納未済といいますか、これの回収も含めて、先ほど県その他のあれも含めてということですが、この平成24年度の決算で見ますと、業務委託料871万5,000円、滞納管理システムとして、システム管理料として871万5,000円という支払いがあるんですが、これコンピューター関係だけなんですか、それとも実際の人員の回収していただくための費用なんかも入っているのかどうかお尋ねします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。ただいまの委託料の件でございますが、これは議員さんお見込みのとおり電算委託料でございます。人件費としてというような徴収関係でお願いしている分としていっているのは徴収機構の方に年額15万円ほど負担金としてお支払いしているというだけでございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。単純に計算しますと、例えば不納欠損195万円に875万円かけていると、例えばそれだけじゃないんですが、回収も含めて。そういう見方からすると、875万円かけるのが果たしていいのかどうかという部分もあるんですが、恐らくそれ以外の4,000万円ぐらいの収納未済、そういった部分にも費用かかっているのかなと思うんですが、人件費は15万円ということは随分、ある意味では安いのかなと思うんですが、これはコンピューター関係だけで875万円かかっているんですか、再度。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。これにつきましては、滞繰分だけの収納ということではなく、全体分の電算委託料、収納関係委託と。当該年度現年分も含めての委託でございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。すると、この決算資料に書いてある滞納管理システム業務委託料871万5,000円というのは、滞納という名が間違っているということですか。収納に関する委託料という今説明だったんですが、この滞納というのは、じゃあ間違っているということなんですかね。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。今私のちょっと説明がそうだったんですが、滞納管理システム、これ自体は過年度分全部の分でございます。これはかなりの人数、件数1件1件ごとに管理させておりますので、それらを委託業務として電算の予算の方に支払いをしているという内容でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。いずれにしても、細部につきましては各課等の状況の質問の中でお尋ねしていきますので、どちらにしましても収納大変だろうと思いますが、今後ともそういったものに十分注意を払いながら再度やっていただくということで私の質問を

以上で終わります。

議長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は1時といたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を許します。6番遠藤龍之君登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。山元町一般会計決算認定を初め、各種会計決算認定について総括質疑を行います。

1点目は、平成24年度山元町一般会計決算についてであります。

一般会計決算に見られる財政状況と取り組みについて、町税、地方交付税、国庫支出金など、主な歳入と歳出については公債費の動向からどう評価されているか。

2件目は、平成24年度国民健康保険事業特別会計決算についてであります。

平成24年度会計は、国保税引き下げを検討する、あるいは決定する大事な年であったが、平成24年度決算見ますと、相当な剰余金が生み出されています。こうした点を踏まえまして、どのように評価されているのかお伺いをいたします。

3件目は、平成24年度介護保険事業特別会計決算についてであります。

平成24年度会計は、保険料の引き上げ、そして、この年には被災者減免も半年で打ち切られた年という中で、滞納額が増となっておりますが、平成24年度決算をどう評価しているかお伺いいたします。

以上3件を総括質疑といたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、平成24年度山元町一般会計決算についてですが、平成24年度一般会計の決算額は、歳入が約778億円、歳出は約716億円であり、このうち93パーセントに当たる約668億円を復興・復旧関連事業が占め、その財源の大部分については国からの復興交付金等により手当されております。

なお、残りの7パーセントに当たる約48億円分の事業については、町の単独事業等を含む経常経費分となっており、復興・復旧関連事業以外の事業についても震災前と同様に取り組んでいるところであります。

次に、町の収入の根幹をなす町税については、約9億円の決算となり、前年度と比較しますと約1,000万円の微増であり、これは震災以降個人町民税及び固定資産税が減少傾向ではあるものの、軽自動車税、たばこ税の増加に加え、法人町民税が著しい増加傾向にあることが影響しているものであります。

また、地方交付税については、震災関連の復旧・復興関連事業の本格化に伴う震災復興特別交付税の増により約30億円の増、国庫支出金では約449億円の増となっております。

ります。

次に、公債費の動向についてですが、震災により被災した施設に係る地方債の繰上償還の実施に加え、今後の町単独の復興関連事業に係る財政需要に備えるため、現在は地方債の発行を必要最小限にとどめていることから、地方債残高は昨年度より約2億6,000万円の減となっております。

なお、財源不足を補う赤字特例債である臨時財政対策債の借り入れについては、後年度の交付税に参入されることから、昨年度に引き続き財源確保対策として限度額まで借り入れをしております。

平成24年度の一般会計決算については、国の手厚い財政支援により、前年度と比較して財政状況全般としては大きな変化はございません。また、決算における健全化判断比率の財政指標については、実質赤字比率や将来負担比率は改善傾向にあり、一定の健全化は保っておりますが、今後復興関連事業の進捗により、相当程度の一般財源の持ち出しが見込まれることから、限られた財源のもとで、事業執行に当たっては優先順位を設けながら慎重な財政運営をする必要があると認識しております。

次に、大綱第2、平成24年度国民健康保険事業特別会計決算についてですが、平成24年度に国民健康保険の負担軽減策として、財政調整基金を活用することによる国民健康保険税の引き下げを検討し、平成25年度から税率引き下げの決定を行ったところであります。

平成24年度の決算の内容は、歳入において約1億7,000万円の増となり、そのうち国庫支出金で1億4,000万円の増と全体増分の84パーセントを占めており、要因は震災に伴う一部負担金免除の財源措置とした特別調整交付金の増によるものであります。

一方、歳出においては68パーセントを占める保険給付費で約1億3,000万円の執行額となり、執行率では98.9パーセントとなっております。震災後被保険者数は減少傾向にありますが、1人当たりの医療費は平成23年度と比較して15.1パーセント、受診回数は9.6パーセントそれぞれ急増しております。その中で65歳以上の1人当たりの年間医療費は53万円と、64歳未満の1人当たりの医療費約27万円の約2倍となっており、今後さらに高齢化が進む中で医療費の増加は続くものと認識しております。

次に、実質収支についてですが、決算剰余金は約2億1,000万円となり、2分の1以上に相当する1億1,000万円を財政調整基金へ積み立てし、残りの約1億円は平成25年度に繰り越しするものであります。基金残高の推移につきましては、平成24年度末基金残高の約2億8,000万円に今回の積立金1億1,000万円を加え、約3億9,000万円となりますが、今定例会において約3,000万円の基金取り崩しをご提案していることから、税率改正を踏まえた当初予算計上額と合わせて約1億7,000万円の取り崩しとなり、残高約2億2,000万円となる見込みであります。

今後平成24年度の一部負担金免除の3か月分の6,000万円が特別調整交付金として交付されることから、実質的な基金残高は2億8,000万円となり、税率改正時の推計どおりとなっております。

これまでの決算分析及び本年度の4月、5月分の医療費も同様に高い水準で推移しており、今後も引き続き医療費が増加する傾向が続くものと想定されることから、医療費

等の動向を注視し、国民健康保険事業の安定した運営に努めるとともに、健康づくり運動の普及並びに特定健診の受診率向上に努めてまいります。

次に、大綱第3、平成24年度介護保険事業特別会計決算についてですが、平成24年度の歳入決算額は前年度対比で6.5パーセント増の14億2,000万円となっており、増加の要因につきましては、震災による保険料減免の措置が上半期で終了したことによる保険料の増や一般会計からの介護給付費繰入金の増によるものであります。

また、滞納額につきましては、前年度対比では現年度分で160万円、滞納繰越分で40万円ふえており、前回の保険料改定時と同様の増加傾向があらわれております。これは、震災による保険料減免措置の終了により、それまで年金引き落としだった被保険者が支払い方法の変更に伴い納付書払いになったことで、納付忘れなどによることも要因の1つと考えております。

一方、歳出においては、前年度対比で約8パーセント増の13億6,000万円となり、増加要因については国・県補助金等の償還金の増となっております。

平成24年度決算については、前年度に引き続き、震災に伴う特異な決算を迎えた年度ではありましたが、今後とも被保険者の推移や保険給付費の動向を重視するとともに、高齢者に対しさらなる支援、サービスの提供に努めてまいります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。さっきの町長の説明の中で、ちょっと確認したいんだけど、公債費のところについて2億円の減という表現をなさったかと、2億円の減ということで受け止めてよろしいのかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの部分は、地方債残高はということです。これは昨年度と比べて約2億6,000万円の減というようなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。一つは、一般会計について、収入未済額が77億円、その多くが国県支出金ということになっているようですが、その辺の要因、それから対策についてあれば伺います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。収入未済額、国庫支出金、国・県支出金につきましては、通常であれば予算に計上したものについては収入上計上されるというものでございますが、いわゆる年度間の調整の中で、平成24年度の財源に入れるか、平成25年度の財源に入れるかというような、いわゆる既収、未収の取り扱いを行っております。その関係上、収入未済額というのが国・県支出金に関してふえているというものと理解しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これ国県支出金ではもうほとんど目的が明確になっている事業かと思うんですが、ですから、対策費が年度間調整ということなんですが、これが消えるわけではないというふうに受け止めてよろしいのかどうか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。単年度で申せば、いわゆる収納率が低くなっておりますが、それを歴年で見れば、1年度、2年度、年度間を通算して見れば、基本的に収納率は100パーセント近くなると理解してございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。次、町税についてなんですが、先ほどの説明の中でも9億1,000万円の微増、しかしながら、その内訳を見ると、個人町民税は被災等々の云々という、一方で、法人町民税が著しい増大、著しいという表現を使ったようですが、これは6,000万円、前年度ですね、が1億円を超したと。前後ということから、そのような表現かと思いますが、しかしながら、これは例年で見ますと、この

10年間くらいの間で見ますれば最高でも8,000万円、9,000万円という時期もあったと。それが世の中のあれで、とりわけ町内企業の落ち込みがあつて6,000万円程度まで下がったということであつて、そのような表現が当たっているかどうかというところには疑問を持つところであります。

その辺については私の個人的な意見といえますか、考えということですが、その増の要因について確認したいところですが、これも説明の中でこういった震災に遭つて、その関係でその関連事業が相当増大に入つて、その影響という説明がありました中でも、震災関連事業に伴う工事で事務所設置というような設置数が増加というのもこの大きな要因の1つに含めているわけですが、先ほどもありましたが、町内企業とそれぞれ外の企業、その辺の内訳というのは整理されているのかどうか。純粹に町内企業から上がった税金、法人町民税というのはじゃあどのくらいなのか。その反対で、工事事務所数がふえたことによる増というのはどういう内容になっているのか、その辺整理してお伺いいたします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。ちょっと今ご質問ですが、町内法人と町外法人ということの区分けということですが、ちょっと今手元に、町内、町外までは分けておりませんので、大変申しわけございませんが、時間をいただきたいと考えております。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は1時25分といたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま資料等の精査準備中でありまして、また時間を要するというございますので、暫時休憩といたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。大変貴重な時間、大変申しわけございませんでした。

町内外の関係でございますが、法人税は町内47社でありまして、金額で6,467万5,700円、町外38社、1,810万6,100円、企業系85社になります。金額、所得割の金額ですが、「はっきり」の声あり）所得割の法人税割の平成24年度決算額8,278万1,000円、平成23年度につきましては4,528万6,000円でございます。合計額です。以上でございます。

あと先ほど言いました、話になりました建設分ですが、新たに關係した分として出てきましたのが約16社ほど、新たに現場分として今回今決算になった分で、すみません、20社でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の答え、私の頭で整理されてないんですけども、単純にといいますか、もとの説明で外のこれまで町になかった企業がこのために町内に事務所を移して、そして、そうした企業が落とした法人町民税がふえたことも増の要因であるというような最初の説明があったわけで、であるならば、その外からきた企業の増になったのはどのくらいなのかということ、知りたいのはですね、あと従来の地元企業の増というのはどのくらいになっているのかということが聞きたかったわけなんです、今の答弁の中ではその辺がちょっと理解しにくい、せっかく数字出してくれたんですが、ここで言いますと、町内47というのは純然たる町内企業ということで考えて、従来の町内企業と考えていいんですか。ということと、ですから、町外の38社というのが今言った説明の方の外の企業がこの町に事務所を建てたことによって生まれた法人町民税1,800万円ということで受け止めていいのかどうかお伺いします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議員ご質問のとおり、町内47社は従前からの町内47社でございます。町内業者でございます。あと町外38社のうち、建設関係でできましたのが約21社と、新たに現場事務所としてふえたのが21社ということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、町内業者もこれまででも6,000万円、これまでというのは平成23年度ね、6,000万円というのはほとんど町内企業かと思われるんですが、その辺での前年度比もしわかればお伺いします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。大変申しわけございませんけれども、法人税の方、町内、町外業者という区分けで管理しておりませんので、大変申しわけございませんが、ちょっとまたこれについても調べて、後でまたご報告させていただきたいと考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。何が最終的に確認したかったかということ、町内、先ほどの質問にもありましたが、町内の業者がどれだけこの災害関連の企業に参加することができて、そして利益、それなりでどれだけその分入っているかという、そのことである程度町内企業の災害関連で、現地町内企業を優先するというふうな言葉ではそういうふうになっていますが、実際じゃあそういう動きの中ではどうなのかということが確認したかったので、このような質問をしたわけでありまして、今の数字等々である程度理解できた。

ですから、著しいという表現が当たるかどうかというのは、その辺からも疑問が残るところなんです、それでは、別な町内、町外にかかわらず、こうした震災関連事業の量から見て、上がってきた法人町民税というのは実際妥当な税額となっているのかどうか、この辺は数字が出ていますので、この辺については町長、どのような評価されているかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。妥当かどうかというふうに問われますと、ちょっといろいろとこれは分析しませんと軽々に妥当性を論ずることはちょっと難しいんじゃないかというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。我々の認識といいますか、いろいろ伝えられているところではもう何百億円の事業がこの山元町に投資されているわけですが、そこから見ると何百億円ですからね、すると、どのぐらいで、本当に素人考えになってしまいますが、そうすると、ある程度の数字というのは見えてくるのかなと、この素人の数字ですね。ですから、素人の数字ではなくて、本来ならば専門家の皆さんからこういうぐらいの事業に対してはこのくらい入ってくるのが妥当といいますか、線ですよということがしっかりと伝えられればよかったです、分析のしようがないというようなお答えでありますの

で、してないということなんです、あるいはする必要もないという立場なのかどうか分かりませんが、しかし、今後の対策、対応として、これはやはりきちんと分析して、そしてしかるべきいただく、いただくと言うとおかしいんですけども、当然入るべきものにはちゃんと目を監視して、そして、財政の収入の増につなげる対策、対応というのが求められると思いますが、その辺についての町長の姿勢をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご質疑のところ全くそのとおりでございます。通常私もこれまでの公務生活の中でいろいろと収入見込みを立てるというふうな機会もありましたけれども、これは議員ご指摘のとおりでございまして、やはりより状況に即して精度の高い収入見込みを立てながら財政運営をすべきだと。これは基本中の基本であるというふうに思いますので、この辺については今後しっかりと関係各課と連携しながら取り組んでいかなくちやならない問題だというふうに理解をすることでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この財源につきましては、町の貴重な自主財源、一般財源ですから、しっかりと分析等々を図られて、対策、対応を図りたいということをお求めおきます。

次に、これまた震災復興特別交付税剰余金の要因の1つとして、今後の対応を懸念として翌年度精算となる返還金が相当含まれているとして、決算剰余金としての財調に積み立ててこれを安易に取り崩さない、取り崩しを行うべきではないというふうな見方を町ではしているようではありますが、そういう考えのようではありますが、実際、ただ震災復興特別交付税というのは補助だとして、明確な事業量に対して出てくる数字であるわけですから、ある程度そんなに大きな差がない、その事業をする、しなかったならば当然返さなくちゃならないですけれども、それはそんなに差のない、差が出てくるはずはないのではないかという疑問から確認するわけですが、どの程度の試算ができていますのかお伺いいたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今現在、復興事業は適宜事業が進捗しているという状況でございます。今財調、平成24年度決算で大体27億円ほどあると理解してございます。そのうち恐らくは10億円程度につきましては、恐らく返さなければならないだろうというふうに見込んでおります。それはあくまで平成24年度決算分でございます。当然平成25年度分でありますともっと財調は膨らむと出てございますが、平成24年度分で考えますと、大体10億円程度は返さなければならないと、あくまで今の時点での推測でございますが、そういう状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺も貴重な財源ということで、それは正確に使っていただきながらも、今現在で27億円に対して返さなくちゃならないと、この時点ですが、そうすると、単純に考えれば17億円は自由に使える金だというふうに、まずはそういう見方もありますという、この基金残高についてはそのような考えです。

次に、かわりまして復旧・復興関連の事業の中に本来町がこれまで予定されていた事業はあるのかどうか。これまでというのはもっとずっと前から、前の計画に、前から今の計画につながるんですけども、その中で本来ならばこういう事業は一般財源の中で対応しなくちゃならない、一般財源にかかわる補助事業等々も含みながらやらなくてはならない事業があって、それがこういうことが起きたことによって、震災関連の事業の中で対応することができたという事業があるのかどうかという質問であります。どこを言えればいいんだかわからない。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。非常に難しい質問ではございます。いわゆる震災前に行うべきだった事業が、震災復興交付金等で置きかえられたという質問だと理解します。そう考えれば、少なくとも震災前に必要であったハード事業が、いわゆる震災復興交付金の性質からいってそのまま振り替えられるというようなものでもございませんので、そういったものはほとんどないというふうに理解してございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺については私もこれから学習して、本当になかったのかどうかというのは追及してみたいと思います。

あともう一つ、この考え方なんですけど、臨時財政対策債についての考え方もちょうど述べているんですが、本来使うべきではないというような考え方に立って、しかしながら、今はこういったもろもろの事業があって、これを最大限やっぱりそれも使いながらこの震災復興に対応していかなければという表現をしておられるようですが、今現在は今年度についても可能額まで発行するということですから、よろしいのですが、この辺も臨時財政対策債というのもこの立派な、あるいは町の貴重な一般財源になっているんですね。そして、そういうものを有効に活用して、本来いろいろまだまだ支援の狭間にいる、そういった人たちもいます。補助の対象にならなかった方々とか、やっぱりそういうところに光を当てるための財源の対象にもなるのではないかとというふうに考えるわけですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか、町長さん。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお尋ねの部分については一定程度といたしますが、財政運営上の基本的な歳入確保の一環としてやっているわけではございますので、それを確保の上で全体の施策を進めるというふうなことでありますから、当然そういうものも一定程度含まれているというふうに理解するところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。有効に活用して、少しでも狭間といたしますか、隙間といたしますか、なかなか大変な方々に対しての財源の一部にもするべきだということをお求めまして、次はちょっと次元の違う質問になるかと思うんですが、これも結果ですから、その要因について伺いたいんですが、町たばこ税も増になっているんですが、この辺の要因についてはどのように考えておられるか。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。たばこにしましては、若干本数等は伸びております。ただ、金額的にたばこ税の分が伸びた要因としましては、やっぱり本数で伸びがあったということではございます。（「伸びた理由というか」の声あり）配分割合とかの税の改正につきましては、前々年度でしたので、これについては同じと、平成22年度改正でございましたので、売り上げがふえたというのが要因でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。売り上げがふえたから税金もふえたんだべと。何でふえたのかと。やっぱりたばこ吸う人がまたふえたのかなというようなことの確認をしたくての質問だったんですが、別にそこまで町の税務課が考える話ではないと言われれば、そのように受け止めます。たばこ税についてはわかりました。

公債費が伸びている、そして、その要因の一つに、後年度の利息の軽減を図るということを中心に繰上償還ということの説明でしたが、あとあわせてその説明の中に全部、あるいは一部被災した施設について、これ公共施設のことです。の残滓に占める被災割合分を一括繰上償還というようなことなんですけど、この財源はどうなっているのかお伺いします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。一般会計に限定して申し上げます。今回、平成24年度

におきまして約1億7,000万円程度繰上償還してございます。これにつきまして、財源につきましては一般財源ということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何の補償もないというか、被災したんだよね。それに対する世の中では二重ローン等々の問題もあって、この分については一部凍結とか、いろいろな支援策が講じられているようでありますが、公共についてはそういうのはないのですか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今ご指摘ありました点につきましては、国の方に財源措置というのもしかるべきではないかという地方の声もございますが、被災した道路、公共物等のまた繰上償還した場合の財源措置というのは、今のところ策定されてないという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。逆に言いますと、この貴重な一般財源が、繰上償還はいいんですけれども、しかし、貴重な、今求められている一般財源に対してもろもろの事業が逆にありますよね。やっぱりその辺の使い方をもっと慎重に考えないと、結局本当に今困っている、あるいはすぐにやらなければならないというのが追いやられるといたしますか、この辺の金の使い方をもっと現場を見て、現地を見て、その状況を見て対応するべきではないかというふうに思うわけですが、この辺について町長はどのようなお考えをお持ちかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。被災地の窮状に鑑みて、この償還等についても一定の配慮があってもいいんじゃないかなというふうな思い、それは財政運営を考える、あるいはこの被災地の窮状からしてそういうような考え方も大切なのかなというふうには思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうふうな金を使えるようにするためにも、安心してですね。やはりそのことに対して矛盾を感じないかどうか。そのことというのは、被災した施設のもう全くなくなった、普通だったならばなくなったものに対してまた借金残っているから、その分払わなくてならないんだよね。そのことをしないために、毎年毎年払うのも申しわけないというか、それで一気にもう払ってしまいたい。それは一般財源を使って払いたい。その分繰上償還だから、全体としては額は少なくなるという利点もあるんですが、しかし、だから、やっぱりその一般財源の使い方、そっちを先にとればやっぱりその分おくれるというか、できない事業が出てくるということで、これはやっぱり国に対してもっと強く言ってもいい、被災自治体としてこれは求めている内容のものではないかと思うんですが、その辺は町長一人で頑張れと言っているつもりはさらさらない。みんなと仲よく、それこそ住民一体となって、町長の言うように横の自治体と、被災自治体と一緒にあって、やっぱりそれは求めていかなくちゃならないのではないかと思います。その辺について町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。財政制度を少し研究する中で、そういう考え方の合理性を確認しながら、連携のとれる対応であれば、議員ご指摘のような形でしっかりと対応していくのも1つの手であるというふうには理解しますので、ちょっとその辺を模索してみたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。模索するだけじゃなく、行動に移していただきたいということ、いただくべきだということ求めて、次に国保会計に移ります。

国保について、そもそも大きな問題はないんですが、またしてもといたしますか、決算剰余、余り金が2億1,000万円、前年度と比べても2、3千万円の増という状況が結果として生まれているんですが、この決算剰余をどのように見るか、町長のお考えを

伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでもこの剰余金なり、基金の残高の考え方については、前の議員といろいろと議論をさせていただいてきたところでございまして、基本的には安定的な運営に資するためには、やっぱり一定の基金、財政調整基金が必要だというふうなことで運営してきましたし、先ほどお答えしましたとおり、最終的なといいますか、実質的な基金残高というのは我々が考えていた、議会にもいろいろとお話を、説明をしてきた、そういうふうな推計どおりに今のところなっているというようなことでございますので、こういう形で今後とも運営をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう結論を出すのは早いかなと思うんですが、そもそもこの黒字額、24、5、3、4億円に対して、2億円もの黒字、余り金を出すというそもそもその財政運営に問題があるのではないかということでの今の質問なんですけど、ことしも、先ほどの説明の中で既にもう1億7、000万円の取り崩しを行っている。前年度はこの国保税を引き上げた年には、参考となる年のときのこの変動ももう本当にすさまじいといいますか、もう既に6月に補正して、大した283万円ですからね、9月にして、12月にして、3月にして、3月にもしているんですよ。2、600万円ですか、そうしたら計1億2、000万円近い取り崩しを行った。

その時点では確かにもう金も底を突いて、でも、あのときの推計の中ではちゃんとその前年度のそれも出して、そして一応そこから出発した値下げ率というふうなことでああいう数字を出したんですが、しかし、その中にはさっき2億8、000万円以上上々だというお話もありましたが、実際その底なし推計の中から見ますと、平成24年度の基金の積み立て方は、平成24年度は基本的に3、200万円という推計なんですけど、剰余金が。そして平成25年度末、平成26年度末で300万円、300万円、こういう少ない数字で実はあの税率が出てきたという。さっき推計と言ったから、推計ではどうのと言ったから、おれは本当はこういう話ししねかなと思ったんだけど、そっちがそういうことでくるんだったら、こっちもという、そういうふうなんです。

この中から見れば、今回の結果というのは本当に問題にしくちや、あるいはすべき、本来ならですよ。別に赤になったわけでもないですから、大幅な黒字ですから、それは喜ぶべき、そこに文句を言うつもりはないんですけども、しかし、毎年そういう決算で、今度もまた平成25年度の決算でまた同じく引き下げた年にこのくらい余り出しているんですからね。引き上げたときに余りが出てくるというのは正比例といいますか、わかるんですが、国保税引き下げたんですよ。本来ならば入ってくるのが少なくなるんだから、その分だから取り崩して何とか間に合わせる。違うな。平成24年度ではいいんだ。平成25年度がどうなるかということなんだけれども。その辺は大いに期待するところですよ。

考え方として推計と言ったから、推計どおり見るならば、決して喜ぶような状況にはないということだけは伝えておきます。ことしももう既に6月に取り崩して、今回も9月に、あと当初の1億3、000万円、これは当初のときにも私言った記憶あります。それはほら引き下げたから、その分やっぱり初年度スタートするにはそこから持ってこないとあれなのかなということで、ある程度理解は示したんですが、それにしても何でこの年度間にこんな取り崩しで、そしてまた、元に戻るんだよ、大体金額的に。

そうしたならば、借金でスタートしないでやるという運営法も、本当に安定したやり方ということであれば、そういう運営の方法もあるんじゃないかというふうに思いますが、ここでそういうこまいことを言ってもあれですから、これはまた別の機会に確認するといたしまして、あともう一つ、せっかく推計というか、そのことを出してきたから、それに基づいてお伺いしますと、3か年で取り崩し2億円ということスタートしたんですよね、この3か年。その結果、平成27年度末の基金残高が1億6,000万円という計画を立てているんですが、そういうことで間違いありませんねという、これは確認しておきます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今回の基金残高、一応シミュレーションとほとんど同額でというふうなお話はさせていただきました。今現在やっとな計算、試算をしてから1年目といいますか、そういう状況でのいろいろと情報を集めながらの設計でございます。平成25年度の残高の見通しとしてお話ししていますので、このままの推移でいけば3年間のシミュレーションを何とか維持していきたいなというふうに考えてはおります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。どうしたいとか、ああしたいということではなくて、今の計画からするならば、その3年後の基金残高は1億6,000万円と、そういう数字で税率というのは決められたと。あのときいろいろ議論になったんだけど、もっともっと下げられないかというような話の中で、いやこういう、この推計のもとでどうしても1億6,000万円は最後に残しておきたいと。残すために、とすれば、あの当時あった基金のこのくらいしか使えないということで、そして、あの税率が決まったわけなんですけど、そして、それをそういう計画を立てた年が平成24年なんですよね。その会計が結果を見ると、このような大きな黒字額を生み出しているという、そして、その当時12月時点でもっとわかっているんでないかという話もしたんですけども、もう最後まで見ないとわからないとか、あと医療費の動向云々というようなことでこの数字に最終的になったものですから、この数字に間違いはないですよということの確認です。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。いろいろ常任委員会何なりで試算の数値とかをご覧になって、そのような、今のような質問、疑問というようなことだと解釈いたします。実はいろいろ示す数字の中で、今回見込めなかったといいますか、今回にあらわれてきた数字なんていうようなところもございますけれども、1つといたしましては、大きな収入の差額というふうなことで理由にさせていただきましたが、国庫補助金の部分ですね。1.4億円の開きがございます。これにつきましては、数字的にお示ししましたのが年明けですね。2月の時点くらいなわけでございますけれども、その段階ではこの国保の部分、特別調整交付金でございますけれども、こちらにつきましては、まだ申請の資料の調整中というようなことから、数値につきましては固まっておりました。そういったものが実際決算となってあらわれた場合につきましては、実は1.4億円の増というふうな形になっておまして、その分剰余金の方がふえたというふうな我々は分析をさせていただきます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その部分もあのときに議論したつもりもありますが、その時点でわからないというのも大体の、そこに戻ると余り戻りたくないんだけど、そういうのであれば、その時点で当然推測予想はつくはず。だって、それだって大きく変わらないんだから、その減免点を国が補償するというだけの話なんだから、町で減免した分が1億円だったら、1億円近くは全くかかった分、100パーセントくるかどうかは別

にしても、ある程度予想はできるはずなんです。半分しかこないというふうにはならないわけだから、どう考えても。向うで100パーセント面倒見ると国ではそういうふうに明言している話、制度なわけですからね。そこではある程度、そして税金はもう対象決まっているんだから、減免の対象も決まっているわけだから、数字出ているんだから。それに近い金は国保として入ってくるというのはもう当然その時期にわかっているはずなんです。それをわからなかったということでは、もうまた話がもとに戻ってしまうわけなんです。多分にそういうことではないと、おれは今の言葉そう受け止めたんだけど、そうではないよというか、その辺は深く求めません。

ただ、年間の財政運営のやっぱりこの国保も介護もしかりなんだけれども、この辺ももう少し慎重にといいですか、細かく対応しないで、というのは、相手が本当にみんな困って、一部負担の、これは介護で聞くかと思ったんだけど、医療減免、とりわけ被災者の方々は、それがもとに戻っただけでも大きな負担、もともと払っていたものだから、本来はそう思えない話なんだけれども、実際被災者の方々から見れば1年間、あるいは1年半なのかな、減免された分。それがもとに戻っただけでも相当な負担感を覚えているというのは、これもまた現実なんです。

話をよく見れば、もとに戻った、今まで減免したのが戻ったんだから、当たり前じゃないのと、普通じゃないのという見方も一方にあるわけで、とりわけ被災者は今まで毎月、こういう話もありました。年間、半年分請求されて17万円、今まで全く払っていない。これは一事例です。が、毎月にすると相当な額になります、今まで払う必要のなかったものが改めて払うよという現実もある。

そのくらい深刻な実は制度、これはもう全国の制度ですから、ここでいろいろ言ってもあれなんだけれども、そういう制度であるからこそ、少しでもやっぱりその負担を軽くするような運営等々、取り組みというのは、そうした人たちの身になって、状況を十分に考えて進めていかなければならないというふうに思っているものですから、こういう質問になるわけですが、やっぱりその辺の姿勢は、今後もそうした姿勢を崩さないといえますか、十分そうした人たちを見ながらの体制、対応を図られないというふうに思うわけですが、この点については町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、前段の基金の推移、見通しは、当初説明していた傾向、推移をたどっているというようなことでご理解を賜りたいし、ただいま直接的な質問については、いろいろご指摘のように、基金残高の適正規模というふうなことを念頭に置きつつ、より精度の高い国保財政の運営をしていかなくちゃならないと、そういうふうな思いでいるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。国保につきましては、また別の機会に取り上げたいと思います。

次に、3件目の介護についてお伺いします。

この件については、滞納額、収入未済額のこの3年間の推移わかるかと思うんですが、その辺を見てどう評価されているか、分析されているかをお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。滞納額等につきましては徐々にふえている傾向にあるというふうなところでございます。特に、今回につきましては、普通徴収分の額の方が伸びたなというふうな状況に見ております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私は単純に前年度と比較すると700万円もふえた。1.7倍だな、平成23年度は1,000万円の収入未済額ということで、かなりの急増という

この事象、現象を捉えてこの部分について、その増についてはどう見ているのかということを確認したかったわけですが、この件につきましては、先ほどの答弁の中でも今お話しになった、これまで特徴だったのが、特別徴収がこういった状況があって普通徴収になって、本来特徴の人が普通徴収になって、その普通徴収の人たちの納付忘れ等々というのも要因の1つということで、先ほど説明がされたわけですが、果たしてそれだけかと。そういう納付忘れとか何とかということだったならば、それは伝えればいだけの話であって、それが明確な要因の一つに挙げていいものかどうかということについては疑問に思うわけですが、その辺についてはどのようにお受け止めになるのかお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今年度につきましては、料金改定後の途中であるというふうなことでございます。それから、やはり震災後というふうなことで、いずれ被災者の方々の生活状況なり何なりというふうなものにつきましても影響というのの中には入っているというふうには考えてはおります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私もそういう見方をしているんですが、といたしますのは、平成22年度の場合には約1,400万円が滞納、平成23年度で1,000万円、これは被災した震災の年で、もろもろの減免等々があったというようなことが影響しているのかなというふうに思います。平成24年度は、平成24年度半年分9月まで減免されていたんですが、その後は打ち切られて払わなくちゃならなくなったということが影響しているのかなと。一挙に1.7倍ですからね、70パーセント増と、数値的に見ると。ですから、それは減免が打ち切られたということが大きく起因しているのかなというふうに私はこう見たんですが、町長はその辺はどのように分析されるかお伺いいたします。

評価の方なんだから、町長に聞いたんだよ、おれ。数字ではなくて、そういう現象になっているということで、それを町長としてはどう見るかということ、私はそう思っていないんだったら、それでいいんで、あるいは現状がよく、今のところわからないといえればわからないということで、わからないというか、精査すればまたそういうふうになるかもわからないけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員ご指摘のような状況かなというふうには思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、滞納が多いから悪いとか何とかという話ではなくて、私が訴えたいのは、やっぱりそういう今のとりわけこの被災地に対する国の対応、県の対応、町の対応、現実には町の対応ということになるわけですが、やっぱりこの辺でこういう結果を見て次に生かす、今後に生かす対策をどうするかというふうに、そういうことを考えるというのがこの決算認定の大きな目的というふうになるわけですが、こういう原因、要因が明確になりつつあるならば、今とりわけ宮城県内で大きな問題となっております一部医療費の減免の復活、あるいは半年前に打ち切られた減免の税保険料のそういったものの国の対応、県の対応に対して、これまた被災自治体一丸となって、一体となって国に求めるなり、あるいは県に求めるなり、これは堂々と求められる課題ではないかと。本当に被災自治体の首長、我々も含めてなんですが、やっぱりそうした被災者を見た姿勢をぜひ強めてほしいと、この結果を見て。と思うわけですが、町長、その辺の姿勢についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。医療費の減免措置の再検討、復活というようなことでございま

すけれども、これについては基本的には我々の負担、県も含めた負担の度合いというふうなことで、いろいろ検討の余地がありというふうなことで推移しているわけでございますけれども、その後我々も相当程度ご指摘のような減免復活の要望なり意向を県の方に上げる中で、県としても今一定の範囲、あるいは対象世帯の絞り込みというふうなことを前提としつつも、負担額を抑制した上で国に要請する方向で調整をしていると。当然我が町も含めて関係市町の意向もそこに反映された中で、県の方でそういうふうな対応をしていただいておりますので、ぜひその実現に向けて引き続き努力をしまいたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱりこの間の一般会計初め、各種会計の財政状況、あるいは取り組みで、この結果から見てまだまだ対策・対応というのは考えられるのかなというふうに思います。有効活用、あるいは工夫した取り組み、そうした中から少しでも一般財源化といいますか、自由に使える金を生み出して、そして、そうした隅々といいますか、隙間、隙間、そういった方々たちの対策に充てるべきだということをお求めして終わります。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（阿部 均君）再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質疑を許します。10番岩佐 隆君登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。平成25年第3回議会定例会におきまして、平成24年度の決算の認定に当たり総括的な観点から3項目にわたり5点質問します。

東日本大震災から2年6か月目を迎え、復旧期から復興期に係る決算であり、今後の事業の推進、復興、発展期を見据えれば大変重要な決算であると考えられます。一般会計では、歳入合計777億5,520万3,000円、歳出合計716億2,449万1,000円で、差引61億3,071万2,000円の黒字で、19億円の財政調整基金に積み立てられることになっております。前年度の対比でも歳入で183.6パーセント増、歳出で187パーセント増になっています。震災から復旧・復興の事業により、復興交付金を含めた多額の国・県からの財政的な支援があり、決算後の数字につながっているものと思われま

す。しかし、今後の事業を早期に進めていくためには、タイムスケジュール、事業計画の精査、財源確保の最大限の努力、どれが欠けてもスムーズな事業進捗はあり得ないと思っております。そこで、平成24年度の決算に当たり復興事業の事業の点検、今後の事業を進め、施設等維持管理費、運営も考えると、本町で考えている復興事業179事業、3,600万円の事業費も8年間の中で国から復興交付金という形で本当に財源の手当ができるのかと不安を覚えております。今年度の決算期に十分な事業執行、金額の精査

を行い、自主財源の確保についても施策の誘導、事業実施の中でも考えていくべきと思われる。

大綱 1、工事の発注状況について。

1 点目、平均落札率が 92.1 パーセントと上がってきております。要因は。

2 点目、町内・町外業者に対する発注件数と金額について。

3 点目、繰越事業件数と理由は。

大綱第 2、復興事業について。

事業件数、事業費、財源、タイムスケジュール、事業の評価は。

大綱第 3、税収増につながる政策・事業について。

実績と事業の評価は。

以上、大綱 3 点にわたり 5 点の質問とします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、工事の発注状況についての 1 点目、平均落札率の上昇要因についてですが、平成 24 年度における工事請負の落札率については 92.1 パーセントであり、平成 23 年度の落札率 91.5 パーセントと比較すると、0.6 パーセントの微増となっている状況であります。

工事発注に際しての落札率の動向につきましては、工事の発注時期や工期、あるいは業者の工事技術のランクによっても変わってくるものとは存じますが、平成 23 年度と比較して落札率が若干上昇している要因の一つとしては、資材費の高騰や人員不足による工事コストの増が影響しているものと推測しております。

また、被災地における工事発注量が増加し、多くの手持ち工事を抱える業者がふえたことにより、一般競争入札に参加する業者の減少や指名競争入札については入札を辞退する業者が増加傾向にあることも要因の一つであると推測しております。

次に、2 点目、町内・町外業者に対する発注状況についてですが、平成 24 年度の工事の発注件数については、町内業者 52 件、町外業者 69 件であり、その落札額については町内業者が約 9 億円、町外業者は約 7.1 億円となっております。

次に、3 点目、繰越事業の状況についてですが、平成 23 年度から 24 年度に繰り越した事業等の件数は 28 件であり、平成 23 年度内に事業が完了できなかった主な要因については、震災直後の対応に迫られ、事業の実施が半年遅れたことや、復旧・復興に係る事業についての予算措置が 9 月以降であったことによるものと考えております。

なお、繰り越した事業 28 件のうち、24 件については事業が完了しておりますが、牛橋公園災害復旧事業、太陽ニュータウン災害復旧事業、台風 15 号による河川の災害復旧事業及び下水道施設関連災害復旧事業計 4 件については、現在も事業が継続している状況ではあるものの、今年中には完了できる見込みとなっております。

次に、2 点目、復興事業の件数、事業費、財源、タイムスケジュール及び評価についてですが、平成 24 年度一般会計の決算額は、歳入が約 77.8 億円、歳出は約 71.6 億円であり、このうち約 93 パーセントに当たる約 66.8 億円を復興・復旧関連事業が占めております。このうち、町の本格的な復興に不可欠な事業として、環境省補助金を財源とする災害廃棄物処理事業及び復興交付金を財源とする事業についてご説明いたします。

まず、災害廃棄物処理事業につきまして、平成 24 年度においては約 1.68 億円の決

算額となりました。東日本大震災により発生した災害廃棄物は、当町における通常の廃棄物の約150年分にも相当する膨大な量ではありますが、最終的な処分を県に委任したことにより事業は順調に進んでおり、平成25年度末までに完了するめどがついております。

次に、復興交付金事業につきまして、平成24年度においては33事業で約53億円の決算額となりました。決算額の大きい事業としましては、いちご団地化整備事業が約29億円、防災集団移転促進事業が約10億円、災害公営住宅整備事業が約8億円となっております。いちご団地整備事業については、平成24年度に全4団地の基盤造成工事が完了したほか、育苗用パイプハウス164棟が完成しております。本年7月末には夜冷施設45棟が完成しましたほか、鉄筋不足等の問題はありましたが、8月末には栽培施設56棟が完成し、今日5日に農家への引き渡しを終えております。現在は定植作業が行われており、11月に収穫、出荷が予定されております。

防災集団移転促進事業については、平成24年度に被災宅地約15万平方メートル、契約者数219名となりますが、これの買い取りを行いましたほか、新山下駅周辺地区の新市街地造成に係る用地約1万7,000平方メートル、これは契約者8名でございますが、これを取得しております。

災害公営住宅整備事業については、平成24年度に18戸が完成し、県内最速での入居が可能となりました。本年7月には新たに32戸が完成しており、年度内に合計で75戸が完成する予定となっております。

なお、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業及び災害公営住宅整備事業による新市街地整備につきましては、設計、施工一括発注方式により、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区において本年6月に発注先の共同企業体が決定しております。町としましては、平成26年度末までに事業が完了し、平成27年度末までに新市街地における戸建て住宅及び災害公営住宅の入居が全て実現することを目指しております。

以上のとおり、復興事業は、町の本格的な復興に向け着実に前進していると考えており、今後はこの動きをさらに加速化させてまいります。

次に、大綱第3、税収増につながる事業の実績についてですが、町では震災復興計画の基本理念において、誰もが住みたくなるようなまちづくりとして新たな産業形態の確立、新たな居住地の形成、集約化を掲げ、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指しておりますが、議員ご指摘のとおり、経済基盤を構築し、生活の基盤である就業の場を確保することを通じて税収増につなげていくことが極めて重要であると考えております。

平成24年度に実施いたしました新たな産業形態の確立に向けた具体的な事業展開の一つとしては、復興関連事業におけるいちご団地化整備事業を実施しており、平成24年度は全4団地の基盤造成工事が完了するとともに、育苗用パイプハウス164棟が完成し、11月からは本格的な生産、出荷ができる運びとなっております。

また、就労の場の確保につきましても、平成24年度の誘致活動において産業造園の企業誘致を目指し、農畜産及び施設園芸関係企業10社程度と折衝しており、新たな産業形態の確立に向け取り組んでおります。

次に、新たな居住地の形成、集約化に向けた具体的な事業展開の一つとしては、従来から見込んでおりました人口減少の抑制と地域の活性化を図ることを目的とした定住促進事業がございます。この事業は、平成20年度から継続しておりますが、平成24年

度には子育て5世帯、新規転入4世帯の9世帯で13名が転入し、約569万円を交付しております。補助金の交付を受けた9世帯のうち、7世帯の世帯主が40歳代までの方であったこともあり、町の将来を担う子育て世代の定住は進んでいるものと評価しております。

次に、復興関連事業の取り組みについてですが、新市街地整備に関する防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業及び津波復興拠点整備事業を継続事業として取り組んでおり、新市街地完成後においては、住民の集住及び商業施設の出店が進むことなどにより、地元経済が活性化し、税収増につながっていくものと理解しております。

また、新市街地整備に関するこれらの事業等については、既に工事受注業者が決定している事業等もございますが、その後においても地元業者が受注企業共同体等から仕事を請け負うこと等により、地域の活性化につなげていけるものと考えております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まず、1点目からお伺いしたいと思います。

1点目で、落札率の関係ですけれども、前年度の平成23年度から見ると若干ですけれども、0.6パーセント上がっているという形、あと平成22年度から見ると、平成22年度は85.5パーセントなので、今年度の落札率が上がっているということなんですけれども、実際に町長自身落札率の考え方として、今お話はお伺いしたんですけれども、どういうふうな考え方を一応考えていらっしゃるのか。簡単に言えば、上がったほうがいいのか下がったほうがいいのか、そういうことも含めて。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。落札率については、これは各企業、事業体の次の仕事に反映するといいますか、企業の生産活動なりが継続できるような適正な利潤を確保すべきであろうというのが基本的な考えでございますし、一方では、一定の競争率のもとでいいものをできるだけ安い形で完成をさせてもらう、仕上げてもらおうと、そういうふうな側面も期待をしたいというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的には工事なんで、できるだけ私の観点からいくと、やはり町で考えた工事の金額よりは率として落として、そして、できるだけ国民の税金、あるいは町税有効に適正な工事をしてもらいながら、有効な形で金額を抑えると、そういう形で考えていくのが私は普通だと思うんですけれども、今町長の答弁からみると、業者の利益にも配慮しなくちゃだめだというお話もあったんですけれども、町の発注の考え方として、それは後の話で、本来からいったらやはり業者の利益というよりは、やはり税金をある程度投入するんですから、その税金をきちっとその事業の中で有効に使って、工事の質を下げない中で、やはり落札率をできるだけ抑えて、それで工事をしてもらうという形だと思うんですね。

そういった面で、例えばこの落札率、工事の質を落とさない中で、実際に金額をある程度抑えていくために、入札制度の考え方があると思うんですけれども、基本的にさっき町長からお話しあった部分で、なかなか震災の中で工事業者が集まらなかったと、あるいは資材の高騰の中でなかなか全体の軽減につながらなくて、ある程度この落札率が高くなった要因にもつながっているというお話ですけれども、町としてこの例えば入札制度だったり、あるいは工事業者をふやす、そういった形の努力を入札なり、あるいは工事発注の中でお考えになってきたのかどうか。担当でもいいですよ、担当。副町長でもいいし、あと財政課長でもいいから、どちらでもいいですよ、担当。あと町長から最

後に入れてもらいますから。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。入札の考え方でございます。地方自治法上の規定によれば、原則としては一般競争入札であるということがあります。いわゆる事務軽減等を考えて、そういった支障がなければ理論的には一般競争入札で執行するということをまず考えておりました。それ以外の場合について、指名競争入札をした場合につきましても、例えば経営審査事項の点数をできるだけ低くいたしまして競争性を保つといったことは、今までやってきたことでございます。

ただ、一方で、やはりこの復興業務が多忙な中で、事務軽減ということも考えなければならぬということからすると、その辺の比較考慮の中で事務量と競争性の確保ということを考えてきたということでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回の復興の状況の中での発注の形だったり、あるいは仕事の業者の中でたくさんあるという状況も勘案していますが、ただ、実際にはやはり原則的にできるだけ税金を投入する中で、工事の質を落とさない中で、幾らでもやはり工事費を抑えていくと。それが私は基本であって、それから、例えば今財政課長がおっしゃったような全体のことを考えるべきでないかなと思うんですけれども、その辺ニワトリが先か卵が先かになると思うんですけれども、実際にはやはり本当に工事発注の前提はどうなのか、お考えをお伺いします。

副町長（門脇克行君）はい、議長。ただいま発注の前提の話がありましたけれども、先ほども担当課長の方から答弁いただきましたが、地方自治法の基本的な考え方からすれば、原則一般競争入札でありまして、例外的に指名ということではあるんですが、その精神の中にはやはり競争性の確保と、それから当然発注する目的である品質がしっかり確保されているということが前提になるわけです。したがって、あとは先ほど事務の効率というものもございましたけれども、何が何でも全て一般競争入札ということではなくて、やはりそれぞれの発注業務の中で、指名競争入札であっても一定の競争性は当然確保できると。あるいは品質も過去の施工実績であるとか、そういう状況を見ながら、これは進めるべきであろうというものについては、そういった形で個々に、これは指名委員会の中でも常にしっかりと議論しながら対応しているということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。地方自治法の考え方の中で一般競争入札、ただ、なかなか時間とか、ある程度制約があって指名競争入札、その指名競争入札であっても、やはり業者の数をできるだけ確保していくという前提がないと、指名競争入札の競争原理というのは働かないと思うんですよね。その中で、ある程度競争した中で、例えば工事ができたり、あるいは金額的にも抑えることができたり、あるいは率も下がったりすると思うんですよ。そこがきちっと平成24年度のこの今回の事業全体の中できちっとやはり考えていただきながら事務執行、あるいは制度の考え方としておやりになることができたのかどうかということが、今回その92.1パーセントの中での1つの執行部に対しての考え方のお尋ねしたいという部分なんですけれども、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大震災からの復旧・復興業務が膨大になっている中で、議員ご指摘の基本、原理原則をわきまえつつ、踏まえつつ、町としては状況を踏まえた中で精いっぱい対応努力をさせてもらってきたというふうに理解しているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的には国の交付金だからとか、あと県からお金出ているか

らという考え方というのは、私は公共事業の執行の中ではあり得ないと思うので、きちっとやはり町の仕事として発注したり、あるいは入札の1つ基本的な考え方で、前の副町長がよく言うておりましたけれども、魅力ある工事、事業にして、そして業者を多く寄せて、それで競争原理を働かせるというお話も、今度オリンピックの関係の仕事で大分忙しいと思うんですけれども、あの方も。

ただ、そういう形でお話しした部分、遺産と思ってお話しした魅力ある工事にするために考えながら、そして業者も指名競争入札であればたくさん、このごろは少しずつ平成25年度の事業の中で変わってきているんですけれども、この決算の事業に関しては、やはり復旧・復興が進む中での発注という形で、年度内の予算という形もあって、なかなかそういった観点も見られなかったのかなと思う部分があるんですよね。全体で担当、現課の職員もそうだけれども、財政課、あるいは担当の副町長も含めて、十分それを考えながらやるようにしないとうまくないと思いますので、今町長がおっしゃったように、やはりこれから入札の部分、制度も考えるし、あとやはり落札率をできるだけ考えながら、きちっと業者に競争してもらえよう形の入札制度をきちっと考えて、そして業者の数もふやすような形で考えていく必要があるのかなと思いますので、それについてご指摘を申し上げておきたいと思います。

あと2番目の町内・町外業者に対するちょっと考え方ですけれども、これについて同僚議員もちょっと税収の観点からお聞きした部分があるんですけれども、私の形で考えると、やはり全体の事業費で、先ほどの説明だと約1億円ちょっとということだったの、金額が。あとの残りが町外業者という形だとお聞きしたんですけれども、その辺もう1回確認したいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今議論になっている部分といいますのは、我々のデータといたしまして、指名委員会のアンケートのありました工事請負の事業費ということでございます。その町内業者さんの入札見積もり合わせた落札額の合計ですが、平成24年度で申しますと、9億500万円ということになってございます。（「町外は」の声あり）町外につきましては、70億7,700万円ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。大分差が、平成24年度の決算の中でも地元業者が9億円、これ数字から言ったら52件で9億円ということなんですよね。工事の発注状況、52件で9億円。あと町外業者が69件で70億円ということですよ。それで、やはり発注の形からいって、どうしても説明を受けた事業だと、例えばいちご団地の造成事業だったり、あと集団移転事業、災害公営事業と、結構地元業者が町としてできないような事業だという見込みの中での多分発注形態だったのかなとは思いますが、実際は例えばいちご団地の造成事業でも、亘理町なんかは、あつちはちょっとランクが上ですけれども、実際に造成事業なんかは地元業者に全部発注しているような形にはなっているんですよね。限定という形でなのかどうか。

これで、いちご団地の造成でも結構数字が上がってくるはずなんですよ。今回の本当に9億円と70億円ということで考えると、やはり地元業者の発注なり、あるいは地元業者に魅力のある工事を提案することによって、地元で、先ほど町長がくしくも同僚議員の質問の中で、地元業者に発注することによって税収を上げるような、そういった形の考え方もやっぱりしていきたいという旨のお話もしていた経緯はあるんですけれども、やはり実際にやっていた、この平成24年度の決算の中で、そういったこともやはり考

えていくべきだと思ったんですけれども、その辺について具体的に、例えば工事発注の中でこの52件、あるいは町外業者が発注した仕事の中でも、やっぱり山元町業者ができるような仕事が私は十分にあったのかなと思うんです。その辺のちょっと考え方についてお尋ねします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。ご指摘の点でございますが、やはり工事には、特に震災復興関連工事につきましては、工期というものがございます。その適正工期を遵守するということからしますと、できるだけ大きなスケールメリットを働かせるという意味でも、余り分割をしない形で工事を発注するということが多かったのは事実でございます。それがもし工期との調整がつくのであれば、工事を分割して町内業者の方に受けていただけるようなところもあったかとは思いますが、何分その工期とのかみ合わせというか、関係性もございますので、そういったことも考慮しながらこういった形の発注になったと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今財政課長言うように工期の問題は大きな工事の一つの指針でございますので、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、ただ、問題は、やはり地元業者を育成したり、あるいは地元業者に発注することによって税収をやっぱり、地元発注することによって工事をその業者にたくさんしてもらいながら、やっぱり山元町の町に対しての税収の増につなげると、それもきちっと考えながらやっていかないと税収がふえていかないと。後の議論でするつもりなんですけれども、やはり大事な部分なんですよね。亘理町は、そういった面でいちご団地の造成、全部地元業者に発注をして、そこで工事費を地元業者が収入としていただいて、そして平成25年度のその建設業関係の法人税の見込みが大分伸びております。

先ほど法人町民税の関係で、山元町のそういった業者の法人税、先ほど税務課長の方から同僚議員のやつで一応報告を受けた中で、1,400万円程度かな、上がっているのは。そのくらいなんですよね。ですから、亘理町の場合だと、今年度大体16パーセントぐらい伸びを見ていると、法人町民税で。やはり町の地元業者に対する考え方だったり、あとこれから税収をふやすという、そういった観点での地元業者を育てるという意味合い、そういったことも私は考えないと、いつまでたってもやはり地元業者が育成できなかつたり、あるいは税収の増につながっていかないとという部分が私はあるんでないかと思うんですけれども、町長としてこの地元業者の発注だったり、地元業者の育成について、今回の一応決算の数字を見て、金額9億円で、あと発注が少なかったという部分と、あとこの中でも、今お話ししたように、地元業者に発注できるような、そういった工事があったのではないかと私は今いちご団地の例をとって申しておるんですけれども、その辺について発注の中で、財政課長が今お話ししたように工期だけを重視したと、そういう捉え方しか今お話聞いた中ではお伺いできないわけなんですけれども、町長としてどういう考え方だったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私が指名委員会の方に直接関与しているわけではございませんので、ちょっと答えにくいところもあるんですがございますけれども、いろいろお隣のいちご団地のお話も出していただきましたので、私の知る範囲でお答え申し上げれば、地元の企業の育成、振興というのは、これはもうこれまでお話ししてきたとおり基本中の基本というふうなことでございますし、あとは工事、工種の規模、内容によって参加資格が町の業者さんの場合どういうふうな状況なのかというのは、皆さんが思っています、岩

佐議員もご指摘のとおり、我が町と亶理町さんの業者さんの内容、規模、ランク、その辺は当然異なるというふうな部分もございますし、そしてまた、亶理町さんの方からの情報によりますと、亶理町さんの場合は、たしか組合をおつくりになって、受注環境を整えたというふうなふうにもお伺いしておりますけれども、私どもとしても町内でそういうふうな体制が整うのであればというふうな思いもあるわけでございますけれども、これは行政だけの一方的な思いだけで実現するわけでもございません。

というふうな、それなりの事情もあるわけでございますし、私としては願わくば周辺のそういう取り組みを、議員ご指摘のようないい取り組みを参考にしながら、町内の皆さんも一定の努力をしてもらう、我々も努力をするという中で、その辺が一致すると大変ありがたいでございますけれども、なかなか必ずしもお隣のような企業形態なり、あるいはどこまで何を言ったらいいのかちょっと私も躊躇するところでございますけれども、やはりその業界の事情がいろいろおありなんじゃないのかなというふうに捉えるわけでございますし、その辺が悩ましいところでもございます。

いずれにしましても、地元でできることはいろいろ皆さんに知恵を出してもらって、いい例を参考にしてもらってやってもらうと。町としてもそういう形を実施、実行できるような方向性を少しでも共有する中で企業の育成、振興に当たっていければというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これからの考え方として、今町長が思いになっている考え方で進めていただければなと思うんですけれども、ただ、平成24年度当時、決算ですから、戻しますと、例えば今お話しになった、町長はどこまでご存じだかわからないんですけれども、例えば亶理町のような災害のための地元の業者で組合つくったということ、山元町でも実際はつくってはいるんですよね。平成24年度当初であればね。平成23年度からつくっているし、あと例えばランクの問題でも、やはり私はランク以上のものを地元業者に発注しろなんて制度上できないので、それを言っているわけではなくて、あくまでもやはり地元の業者の人たちができる、そういった土木業とか、あと管理技術者、そういうのをある程度いる人たちがやはりそのランクの仕事は何千万円という、例えばそのランクによるんですけれども、S系統。そのランクによるんですけれども、そういう形で考えた発注の仕方をしてくださいというお話をしているんですよね。

ですから、先ほどのお話の中で出てきているように、一応これは発注の仕方だと思うんですけれども、やはり工区を区切った中で、ある程度の事業種にしてやって、そこで地元の参画する機会を与えてやるというのも、これは手法の一つですから。あと例えば協議会がつくってないということで、実際にはつくってあるんですけれども、つくってあって、その中でいろいろ会長さん、副会長さんいながら、実際に町といろいろやりとりしながら、緊急時の対応も含めてご相談申し上げたというお話も業者の皆さんからお聞きはしていることではあるんですよね。

ですから、どういう形で地元業者の人たち、これ先ほどの1にも関連してくるんですけれども、発注する機会をふやしていくか。そして、先ほどお話ししたように、やっぱり地元に対しての魅力ある工事をどういう形で町として、やっぱり業者育成だったり、あるいは税収の確保のために提案できるかどうかということだと思うんですよ。その辺を十分考えた中で、私はやっていただきたいと思うんですけれども、ただ、この平成24年度の決算の中で、発注の考え方としてなかなか見えない部分があるということを目指

摘をしているわけですので、その辺について町長が余り私は発注の責任者でないから、それは考え方しか言えないということですから、副町長に、発注の本来であれば責任者ですから。

副町長（門脇克行君）はい、議長。今回さまざまな形で議論されておりますけれども、やはりこれだけの投資が行われているという中におきましては、やはり経済効果ということも考えますと、やはりできるものは地元の方に発注したいというところについては、私も全くもって同感ではございます。

ただ、一方で、先ほどもちょっとご説明したとおり、発注に関しては大原則である地方自治法の精神にのっとって考えれば、やっぱり本来の発注の目的、あるいは公金を使うということでの公正さ、そういったことがまずは前提になった上で発注をしていかななくちゃいけない。そういった基本的な考えの中で、どこまで経済効果、地元発注への折り合いをつけていくか、両立をさせていくかということに尽きるのではないだろうかというふうに思っております。その個々の発注の中には、昨今特に昨年度は不調なんかもあったわけでしょうが、工事の発注量が非常に大きくなってきている中で、まず受注していただかなくちゃいけないということがございますので、そこ受注側の状況なども勘案しながら、先ほどは分割、余り細分化し過ぎてしまうと、逆に受注不調が出てくるというようなおそれも場合によって出てきたりすることもありますし、工期の関係を考えますと、ある程度パッケージをして発注しなければならない。

やはりそれは一律にこうだということで基準を明確にできればいいわけですがけれども、今の状況から考えますと、これはまさに入札の指名委員会の中で個々に、常に先ほど述べたような競争性、公正さ、それから品質の確保の上で地元でできるものはできる、地元で発注しようという精神を我々持っておりますので、そういった視点の中で個々に判断をさせていただいているということが実情でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今副町長言われるように、指名委員会の中で指名委員長としての考え方だと思うんですけれども、各現課でいろいろ指名の考え方について煮詰めて、それを指名委員会で最終的に決めていくということだと思うんですよ。その中で、今お話ししたように、やっぱり目的もそうですけれども、副町長言われるように公平性、競争性、それは当たり前の話で、それを含めた形で、先ほど言ったように魅力ある事業にしながら地元の発注機会をいかに多くつくっていくか。その辺を考えていくということが、こういう地元の自治体の中で、あるいは復旧事業が進む中で、これからの一つの税収の増につなげるような形の考え方もきちっと持っていないとだめだということなんですよ。

特に、先ほど来何回も言っているように、平成24年度事業の中ではなかなか工事の業者の数、前段でお話ししたように数もなかなか集まらなかったという部分はあるんですけれども、ただ、地元の業者はこの建設見てもそうですし、あるいは全体の事業費見てもそうですけれども、やはり仕事をする機会がもう少し発注の機会を与えてやるような努力、町自体でしていくべきだったと私は思っております。その辺を十分考えた中で、やっぱりやる必要あると思うので、平成24年度、これからこの決算の一つの結果を見ながら平成25年度、26年度、あるいは復興事業全体の工事の中できちっとやはり考えていくべきだと思いますので、その辺についてだけ町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来お話し申し上げているとおり、私としては徹底して地

元企業の育成、振興ということをいろんな機会に申し上げております。問題は、それを私の力不足なのか、担当部署の理解不足なのかという部分も、そういうふうに言われないうように、この執行部の考え方を共通理解しながらしっかりと進めていかなくちやならないというふうに考えているところでございます。そういう基本的な部分を共有しながら、この大震災での大変な今非常事態における発注、受注関係、できるだけ問題のない形で進めていかなくちやならないというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長から今答弁してもらった中では、やはりもう少し担当課でも知恵を絞りながら、きちっと指名委員会に上げてほしいと。そういう形で今私は捉えたんですけれども、やはりそういう部分で町長の思いをきちんと担当課の中で頭に入れながら指名委員会に上げて、あと指名委員会では最終的にやはり決断をしながらやっていくと。やはりできるだけ分割発注も含めていろいろ発注の仕方あると思うんですよね。私はわからないところもいっぱいあるんですけれども、そういったことで、地元業者にきちっとやはり競争原理を働かせながら発注をして、公平性、競争性の中で発注できるような形、仕組み、それをきちっとやはり考えていくべきだと思いますので。

あと、これ3点目ですけれども、繰り越しの関係で、繰り越しの背景で、先ほど町長の方からいろいろな背景がある中で、当時の復旧・復興の中で予算も9月の予算措置という形の中で、なかなか事業展開ができなかったという形でお話を伺いました。そのとおりで、なかなかあの当時復旧をする、そして、予算も国の予算がなかなかすぐにつかないという形の状態であったということで、私もあの当時見ておるところでございます。

ただ、本来事業の背景の中で、事業予算を一のために繰り越したのか、あるいは事業の工事そのものが無理で年内の完成ができなかったのか、あるいは事業の進捗の見込み違いで繰り越しをしたのか、あるいは事業計画が見込み違いで繰り越されたものとか、いろいろあると思うんです。今のお話の中では大体が予算、一番最初言ったように9月、事業の背景の中で事業予算取りがなかなか繰り越さなければできなかった事業だということなんですけれども、例えば今お話しした中で、事業計画の見込み違いで繰り越されたものとか、例えば事業進捗の見込み違いで繰り越したものなんか、この繰り越しの件数の中には入っているんですか。担当課。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今ご指摘いただきました事業調整等で見込み違いというお話もございましたが、その表現の問題ということで、9月補正以降対応となったものが18件ございました。それで、今ご指摘いただいた見込み違いというか、震災初期の対応に手間取りまして事業開始が遅れたものが5件、その他のものということで1件ということが内訳でございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この5件と1件のやつについては、最初の18件というのは、今復旧の事情の中でという形ですけれども、あと5件の1件というのはちょっと内容教えてください。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。まず、その5件でございます。初期対応による事業開始の遅れでございますが、まず山元町国土利用計画策定業務委託でございます。それから二つ目、南保育所修繕事業でございます。三つ目、児童クラブ備品購入事業でございます。それから四つ目、牛橋地区県営かんがい排水事業負担金でございます。最後の五つ目、河川管理事業でございます。その他1件でございますが、こちらは事業の申請と住宅の完成が年度をまたいだということが主な理由でございます。事業名といたしまし

ては定住促進対策事業補助金でございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本来事業の中で繰越事業をできるだけしないような形で進めるというのは財政上、運営上必要だと思うんですね。何でかというのと、やっぱり予算をとってその中できちっと年度内にやりながら、本当に繰り越さなくてだめなものについては繰り越すというのが財政運営上、事業運営上の基本だと思うんですけども、その中で、今5件、あるいは1件のその18件以外の部分で、本来やはり見込み違いと計画の中で実際もう少し担当課だったり、あるいは全体の協議の中で繰り越しをしないで進めるという形もできたのかなと思うんですけども、その辺についてはどうなんですか。これは違うの。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。各事業の個別の理由があるかとは思いますが。今の時点でそういうご指摘をいただければもう少し早い対応ができた可能性もありますが、その時点では、やはり各担当で震災の中できる限りの対応をしたと考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。指摘は間違いの部分ではないと。きちっと言われればそういう形で早くできた可能性もあったのかなということなんですよ。ただ、やはり震災当時の私も理解してお話ししているように、やはり震災当時の状況の中で、全部この件数を進めるという形で考えるというのはなかなか難しかった部分もあると思うんですけども、ただ、実際には私が見るに、やはり進捗状況、計画の中で、見込み違いで繰り越されたものも若干あるんでないかと。それが私はやはり計画をつくる中で動きながらという形ではなくて、やはり事業計画があって、あくまでもそこで事業がなされると。結果完成するという形になるんでしょうけれども、そういった部分をもう1回事業計画、そして事業進捗、あるいはその中の事業計画の中のタイムスケジュール、きちっと見ながら全体計画をつくると。そして、その中できちっと完成に結びつけるという形が私は本来の形だと思いますので、その辺は十分考えていただくように今後お願いをしたいということでございます。

それで、今度は2点目でございます。

復興事業の関係で、件数、事業費、財源ということでお話をした中で、タイムスケジュール、先ほどの町長の答弁の中では、復興事業は確実に進み、加速をしていると。ただ、この平成24年度事業に関して言っているのか、あるいは平成25年度今進んでいる状況を指しているのか、ちょっと答弁の中でわからない部分があったんですけども、平成24年度に関してはそこまでは多分着実に、確実に進み加速しているまではなかなか平成24年度事業の中では言えなかった部分があったと思うんですけども、その辺についてはどうなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興事業という事業の範囲ですね、範疇ということであれば、議員ご指摘のとおりだと思います。平成24年度は本格復興に向けての初年度というふうなこともありまして、私平成24年度については平成25年度からの本格復興に向けての準備、その仕込みの期間だというふうなことで、これまでも表現してきたつもりでございますので、確かに目に見える形というようなこととなればそのとおりでございます。いわゆる飛行機が離陸するためのウォームアップといいますか、準備といいますか、ソフト中心に都市計画決定とか、事業認可とか、そういう面で相当程度エネルギーを投入してきた時期が平成24年度だというようなことで考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほど答弁の中でタイムスケジュールの部分で、復興事業に関

してはスケジュールどおりやられるということで答弁いただいたと思うんですけども、それで確認をしたいと思いますけれども、よろしいですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興事業につきましては、前段お答えしたような準備期間を経て、平成25年度にご紹介させていただいたような災害公営住宅なり、いちご団地なり、あるいは新市街地のこの設計、施工一括発注とか、一定の具体の姿が見えてきたというふうな部分も含めて本格的な復興に向けて着実に前進を見ているというふうに受け止めているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。タイムスケジュールの件は、一定のスピードの中で平成24年度一応進んでおったということで、町長にお伺いしたんですけども、例えば財源等で復興交付金を含めた形の手当、あの当時だと4次になるのかな、4次か5次あたりの復興交付金の申請の中での多分対応だと思うんですけども、なかなか事業を復興庁の方に説明する中で、なかなかその満額の形の交付金がとれなかったという当時のお話もあったわけですけども、その点についてはどうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別の問題は確かにご指摘の部分もでございます。復興事業全体として捉えた場合どうかという部分と、一つ一つの個々の事業の進捗状況を照らし合わせたときには、必ずしも全てがスムーズにというふうな状況ではないというようなことも、これも確かでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。なかなか担当課なり、特別委員会で復興事業進捗、あるいは復興交付金のその財源の説明を受ける中で、やはり事業を十分に精査をしながら、復興庁と財源の関係のやりとりをすると、そういう形でないと、よっぽど精査していかないと復興庁の方でもなかなか交付金で交付決定されないというお話もあったんですよ。多分平成24年度もそういう形で、今町長がおっしゃったように何件かにわたっては交付決定が遅れたと、そういうこともあったと思うんですよ。個別の話はしませんからね、総括なので。

ただ、そういう形で考えると、やはり事業精査を十分にしながら、復興庁と復興交付金について、あるいはほかの事業展開にしても財源になるそういった省庁といろいろ渡り合って話しするということが、今回の復興交付金の決定を例にしても必要だと思うんですよ。ですので、やはり担当課の中で十分な事業の精査を行いながら、復興庁の折衝に当たると。

ただ、町長はいつもお話しなさっているように、やっぱり復興計画の中でとにかくありとあらゆるものを入れ込んだと。179事業、3,600億円の事業費でということ。ただ、やっぱりこの辺できちっと基幹事業だったり、効果促進事業のすみ分けは復興計画の中でできているんですけども、その中で実際にやはり事業そのものが本当に交付金としてとれるものかとれないものかのやっぱり判断をしていく必要性もあると思うんですよ。

そして、別の財源の確保という形になると思うので、それをするためには、やはり平成23年度、24年度の交付申請の中で復興庁の職員とうちの職員のやりとりきちっと何回もやっているんで、どういう形で事業申請をしながら復興交付金をとれるのか、それを平成24年度のそういう事業の精査だったり、あるいは交付決定の中で十分担当課の人たちはわかっていると思うんで、そこも考えてやはりこれからの復興交付金の事業に結びつけさせていったり、あるいは財源の確保に結びつけさせていく必要があると思

うんですけれども、その辺で、平成24年度の決算から見て、これからどのような形で事業申請だったり、財源の確保につなげていったらいいのか、その辺についてご答弁いただければと思うんですけれども、町長か財政課長、どちらでもいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、この復興計画全体の捉え方としては、岩佐議員ご指摘のとおりでございます。町としてはこの復興計画を策定する仮定で、やはりかくあるべしというふうな思いの中で相当程度の事業を盛り込んできた経緯があるわけですが、これが2年、3年と時間が経過する中でこの事業の捉え方ですね、これは復興庁という部分もございます。各省庁との関係もございますし、3か年を取り組む中での実現の可能性といったものも相当程度見えてきている部分もあります。これは我が町だけでなく、ほかの被災地の取り組み状況などもらむと、そういうふうな傾向がだんだんとわかってくるわけですので、そういう部分を踏まえながら、やはりこの8か年の計画の実施期間、スパン、ここの中で一定の見直しといいますか、ローリングといいますか、そういう考え方もやはり大事にしていかなきゃならないだろうと。

そしてまた、そのそれぞれの基本方向である復旧、再生、発展期、これをにらんで生活の再建からなりわいの関係、あるいは町がこれからできていく上で必要不可欠な交流人口なり、交流拠点関係なり、これから必要なもの、必要な時期、これをよく精査しながら、まさにめり張りをつけてやっていかなきゃならないだろうと、そういうふうには考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、最後の税収増につながる政策の事業、これについてお話をしていきたいと思えます。

平成24年度の自主財源で、先ほどの同僚議員だったり、あるいは町長の答弁から、一応9億1,000万円程度、そして1,000万円程度が増になっているということで、平成23年度から比べるとね。そういう形で今お話をお伺いした中です。この事業で、いろいろ町長から先ほど税収増につながる施策についてご答弁をいただきました。例えばいちご団地の造成で産業振興を図るとか、あるいは企業誘致のために10社ほど説得しているとか、いろいろ話があったわけですが、やはり多方面にわたって税収増につながる施策、それを事業として平成24年度展開したと思うんですけれども、そこまでいってなかったのかどうか。そこまでいってなかったのかどうか、まず最初にお伺いしたいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。税収増につながる取り組み、平成24年度の中でということですが、この件につきましても、前段お答えしましたとおり、平成23年度からの時間の経過の中で、やはりいろいろと先行して対応しなくちゃならない事務事業との関係もございますので、あるいは税収増というふうなことになるれば、一定の時間が経過しないとなかなかそれを目に見えた形での確認、検証というのは難しい部分もあるというふうなこともございますが、いずれにしてもそれぞれの年度においてできるだけ一つ一つのものが具体化、具現化するその先に税収増というふうなことが期待されるわけですので、平成24年度はすべからず準備、仕込み期間というようなことでご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。仕込み期間だというお話ですから、では、さっきご答弁なさった中で、企業誘致の関係、10社と接触をしたということなので、そのちょっと内容について、あるいはその接触するに当たってお金もかかっていると思うんですけれども、

あとこまい部分についてはどのくらいお金かかったというのは、あと特別委員会で別な形でお聞きするんですけども、ざっとどういう形で、どういう企業と、どういうような方向で話したのか、ちょっと説明をしていただければなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私の方から基本的な部分をお話し申し上げ、産業振興課長の方から多少補足をしたいというふうに思いますが、まず基本的に10社程度ということで、先ほど農畜産、あるいは施設園芸関係の企業を中心としてというふうなお話し申し上げましたけれども、その種の関係につきましては、相手があることでございますので、なかなか具体の固有名詞を上げてというのはちょっと控えさせていただきたいというふうに思いますけれども、今回の町の復興計画をにらんで、それぞれの企業さんが山元町の今後のまちづくりなり、あるいは山元町の有する自然なり環境というふうな部分に着目してお話を寄せていただいているというふうな部分が大部分かなというふうに考えているところでございます。まだまだ折衝、交渉の緒についた段階というふうなことでございますので、これは産業振興課を中心として私も先頭に立って、1社でも2社でも我が町に進出をしていただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的にどこの企業だというのは私も聞くつもりありませんので、総括だから。ただ、10社であればどういう企業で、さっきは農業関連、生産関連のどういう企業で、どこまでの話し合いがこの平成24年度の中で話されているのか。先ほど町長は助走段階だから、助走するという事は必ず飛び上がるということだから、ずっと助走したら川に入っていくだけだから、助走段階なんだけれども、飛び上がるまでにどういう形でステップを重ねるのか。その辺は担当課長詳しいのかどうかかわからないけれども、10社程度でどういった方向で、どういう企業と、中身はいいです。企業の名前はいいですから、どのような企業で、どこまでの話で、どういう方向で進んでというのは話しできますよね。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ町の方で対応している状況では、一番なのは立地の土地を求めて、その可能性について、具体的にこういう事業をやるに当たって適地かどうかというような問い合わせ等がメインであります。中には福島の方で被災をして具体的に土地を探して、こういう事業計画でというようなお話も伺って、それに合わせてうちの方で、町の方で用意できる便宜、土地、あるいはいろいろな規制関係、あるいは補助金関係の情報提供、あるいは現地を具体的に見るというようなことをするのがメインです。

ただ、一部については具体には土地を借りて、そこに作付を始めているというような農業の関係の新たに法人を設立した企業もございます。ただ、なかなか土地の場所についてはまとまった土地というのが、今現在用意してもマッチングというのがなかなか難しいのと、あと沿岸域の方で、具体的には東部地区の圃場整備に合わせた土地の正常化、正常化した後のその土地の有効活用といった観点から、町の方でもこの土地を活用していただくような、こちらからの申し出というようなことでのマッチングというのもやっておりますけれども、計画が今走っている最中でもございますので、具体的に、ぴったり具体になっているのは今お話しした1社ぐらいということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。

担当課長普通は歯切れいいんだけど、何だか今の話だと全然歯切れよくないよう

に聞こえるんだけど、実際に先ほど私がお話ししたのは、どういう企業で、10社という数字が出てきた、どういう企業で、どこまでいっているんだと。今途中経過の中で、例えば土地を求めるに当たっての問い合わせとかの話もあったり、あるいはいろいろな制度を設計する中で、実際にその提案の関係の話だったり、そういう話はあるんだけど、やっぱり企業を誘致するには段階があると思うんですよ。うちのところでどうなのか、どういう形で考えていくのか、相手側でどのくらいの土地を求めて、どういう状況で進んでくるのか。全然そこまでいってないということなのか、その10社の問い合わせの中で。具体的に平成24年度の中できちっとそれが企業誘致の一つの進め方としてあったということで、そして10社と接触したというお話なので、こちらからお話を聞いているわけなので、その辺についてご説明いただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。具体には今申し上げたようなことで、個別具体にはちょっとお話は控えさせていただきたいんですけども、一つなのは、農業を通して芝生関係を作付したいというようなことで、50ヘクタールぐらいの土地、そのうちの今1ヘクタールなり2ヘクタール具体的に作付しているというのは、土地のご紹介をしながら始まっているというのはございます。ただ、町が全面的にということではなくて、自助努力の部分もございます。

あと、畜産関係で、これは被災地から新たな山元町という立地条件ですね、例えば仙台市場に近いとか、あるいはインターチェンジがあるとか、そういった条件の中で10ヘクタール程度確保したいというお話もあります。

あとは県の方から問い合わせがあるのは、今町の方で撤退をしている企業の跡地については、町の方で立地できる土地ということでご紹介をしておりますけれども、それが1.5ヘクタールだったり、5ヘクタールだったりというのが、これ製造業関係ですけども、3件ほどあります。

あと具体的にまだ事業計画の方が詰め切れてはいないと思いますけれども、農産物の加工関係で、これは土地というよりも直売所的なところとか、加工、あるいは販売するような場所として2件ほど情報の申し入れがあって、今対応しているところがあります。それから、あとは具体的に自分たちに小さいところなんですけど、今後発展させていくというような意味で、現に一部作付を始めておりますけれども、町の方の応援をもらって何らかのこれからの振興作物ができないかというようなのが農業関係で1件ございます。あとは野菜関係を作付をして付加価値をつけて、これも加工関係ですけども、そして直売所のようなものを営業できるような場所という問い合わせですね、これが2件。あるいは浜でワインをつくっていた機構さんがありますけれども、そういったところの復興をしたいというようなことで、ワイナリーの再生というようなことで、40ヘクタールぐらいという思いでおられるところがありますけれども、今後新たな事業の展開ということなので、ちょっと見通しがまだはっきりしてないところもございますけれども、相談に乗っているというようなところでございまして、今申し上げましたように、どちらかというと製造業が3割、それから農業、それから農産物の加工関係で7割というような内容でのお問い合わせがございまして、それなりの対応をしているということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これは平成24年度なんでしょう、あくまでも。平成24年度ということ。平成24年度ということは、多分今年度助走して、もう進むような段階

になっているのかなとは思いますが、ただ、問題は、今のお話聞くと、企業誘致というよりは生産法人だったり、あるいは直売所みたいな形で、ちょっと企業誘致と違うその観点でのお話かなと思うんですけれども、本来の企業誘致の今までの執行部が話した企業誘致と今のようなお話はちょっと違うような形なんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。そういう形の企業誘致も含めて、これから平成24年度のいろいろ話し合いの中で平成24年度、25年度とつなげていくという形で考えていらっしゃるのか。あるいは平成24年度ですから、尻切れトンボになった部分もあるということなのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。本来の町の方として具体にはメインになるのは、やはり製造業というのが本来の企業誘致、立地というような対象になろうかと思えます。これについては、平成24年度については今の企業も含めて農業特区、あるいはものづくり特区というような形で平成24年度は対応してまいりまして、受け皿としては用意しておりますけれども、被災地として有利な点をお示ししながら、町の方としても応募を受けられるようにいろいろなところとお話をしていますが、なかなか厳しい状況ではあるというようにございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今担当課長から出てきた農業特区、ものづくり特区、その結局利点を生かした企業誘致、それをどういうふうにお考えになったのか、平成24年度。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。特区については、一応町の中で今企業が立地可能なところを特区として県の方に申請をして、具体には補修をかけて、その中で例えば年末だったと思えますけれども、緑地条例の緩和条例を設置するなり何なりして、今までかなりの緑地面積を確保するのを1パーセントぐらいに抑える、もう進出できるようにするというような対応等を法令関係としては受け皿としては実施しております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。企業誘致だったり、農業振興の中で農業特区、ものづくり特区の関係、非常に重要な国の制度ですから、県が実際に手を挙げて認可になっている、そして、町もそれに対応してある程度の地域を選定しながら対応しているという現状にあると思うんですけれども、ただ、やっぱり制度がなかなか平成24年度の中でも生かし切れていないとか、あるいは対応するような企業がなかなか入り込むような形の中身でなかったということも実際にはあったと思うんですよ。

です。ですので、やはり平成24年度の中でそういう形で、これから税収の増につなげるような形で考えれば、やはり少しでも多くの企業の人たちに入り込んでいただくような形、ただ、今のお話だと10社の中で、なかなか経過も含めて企業誘致前途多難だということ、そういった平成24年度多難だったなど。これからも非常に難しいなという思いですけれども、やはり税収増の施策の中で大きな位置づけを占めるということで、先ほど町長が何本かの柱の中でお話ししているんで、きちっとそれをつなげていくような形で考えていってほしい。

あと、その中、税収増の施策の中で、やはり地域活性化をする、定住事業もそうなんですけれども、雇用をどういう形で創出させていくかということが、一応平成24年度の事業展開の中でも結構大きな事業の柱だったのかなと思うんですけれども、雇用の創出ということで。あくまでもやっぱり復旧をやって復興する。その中で、雇用の創出につながる事業、定住化も含めて、あるいは市街地をつくる。先ほどお話しになったように、一応助走の段階での高齢人口増にしたりして町税をふやす、あるいは産業振

興を図りながら雇用の増大を図って、その中で実際にまちづくりを進めていくという観点で、多分平成24年度、先ほど町長が何点かのお話の中で出てきた雇用創出につながる事業なんかというのもあったかなと思うんですけども、その点でいちご団地とか、あるいはほかの雇用創出につながる事業の考え方として、平成24年度どういったものがあったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。税収増、これ継続的な税収増につながる部分と、一過性的な部分もあろうかというふうに思います。この復旧という部分は多分にそういう側面を有しているのかなというふうに思いますが、例えば津波が浸水した水田の農地復興組合による対応、あるいは瓦れきの2次処理、プラントでの一定期間の雇用と、こういうふうなものも本格的な税収増の前のつなぎ的な過渡期の税収増の一つというふうにとらえられるのかなというふうには考えているところでございます。（「継続性のやつは」の声あり）

継続的なものについては、先ほどご紹介させていただいたことを中心にして、まずは復旧、あるいは復興の基盤を一定程度整えていかなくちゃならないだろうと。新しい市街地であったり、農地の基盤の整備に向けた復旧というふうなことが一定程度進む中に、次のステップとして、先ほどご紹介した10件前後の話に加えてのもろもろの引き合い、あるいはこちらからのアプローチも含めた企業の誘致というふうなことが相まって、税収増につながる個々の事業展開、姿というものがあらわれてくるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほど町長が答弁した中で、定住化事業、事業費で560万円ほどで定住化事業につなげていっているというか、定住化をしてもらう形で新しい家を建てた方、子育て世代の方でいろいろ申し込みをして対応したということなんですけれども、これもある意味では税収増につながっていくと思うんですけども、ただ、全体を考えると、事業費をこのくらいとってやっぱり来てもらった中での将来的な効果という形で考えると、効果が若干少ないのかなという気はするんですけども、ただ、これを平成24年度の中できちっと560万円、あるいは今後の形として、そういう部分も含めてこれから税収増の施策としてつなげていくというつもりがおありなのかどうか、広げながらやっていくと。今回の効果的にはどうだったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。我が町の人口構成の少しでもいい方向に是正していければと。特に若年層を中心とした皆さんが定住をしてもらえるような施策としては、ご指摘の定住促進事業が相当の役割を果たすというふうに理解しておりますので、この事業については継続して取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほどお話ししたように9億1,000万円という自主財源、これは町長としてどうお思いになりますか。今の山元町のこの財政状況、復興事業を別にしても、平成22年度とか21年度だと大体13億円程度が、あるいは13億から13億5,000万円、その程度が自主財源と言われるような財源だったと思うんですけども、あと交付税とか、いろいろ税の部分も含めて、あと国県支出金とか含めて全体に財政運営をしてきたと、55億円程度でおやりになっていたという形だったんですけども、人口とか、あるいは全体の復興事業の中での考え方あるにしても、9億円程度の自主財源、平成24年度、それをどうお考えになるのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まちづくり、あるいはこの町の行財政の運営というふうなことを考えれば、当然のことながら、議員同様一定程度の自主財源の確保というのは極めて

重要な問題でございますので、これは先ほど来からご紹介している政策なり、事業を通して年々一定の税収を確保して、町の行財政少しでも円滑な形で推進をしていかななくちゃならないし、していきたいというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今のお話からいくと、9億1,000万円という自主財源、それをこれから、人口は減っているんですけども、ふやしていくという考え方がおありなのかどうか。今のお話だとふやしていきたいということでもとれるんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から議員のご質問に基本的にお答えしており、税収増につながる各種の施策、事務事業を推進を今していると、しなければならないということでございますので、その必要性は全くそのとおりでございます。一方で、これもこれまで申し上げているとおり、人口が減っている中での町を維持していくための共通経費的なもの、これは極力減らす方向でやっていかななくちゃいけないというふうなことで、アウトソーシングの部分も、これも含めて、あるいは上下水道のこれからの維持管理のあり方等々、自主財源の確保と同時に、そういう経常的な経費の削減、これについても相当程度取り組む中で、できるだけ財政運営に支障のない、バランスのとれた財政運営ができるように意を用いていかななくちゃならないというふうに考えているところです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。やっぱり平成24年度の決算全体を見る中で、先ほどお話しした中出てきていますように、やはりきちっと復旧から復興に向かって財源をどう考えていくのか。そして、事業をどういう形で具体的にタイムスケジュールに合わせて進めていくか。その辺は平成24年度の決算の中でやはりきちっと明確に出ていると思うんですよね。それにあわせて、これからは代表監査委員が先ほどくしくもご指摘していただいたように、やっぱり復興の中でこれから財政のあり方を冷静に見つめながら、きちっと財政対応を考えていくんだというお話が出てきました。やはり自主財源をいかに確保しながら復興事業を進めていくかということにつながっていくと思うので、その辺は平成24年度の決算、今から特別審査の中でこまかく精査をしながらこれからにつなげていきたいと思っておりますので、執行部でもぜひそういった対応をこれから考えていただきたいと。以上です。町長から最後に。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。財政運営につきましては、代表監査委員から先ほどお話をちょうだいしたとおり、一定程度の財政運営をしているというふうなことでございますし、決して大変な最中ではございますけれども、無理な、あるいは無駄な執行に陥ることなく、あるいは将来の負担と、あるいは復興が本格化する中でのまた相当程度の町としての持ち出しというふうなことも多々想定されるわけでございますので、その辺を十分踏まえた行財政の運営に引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。決算審査特別委員会の委員の方々は、直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午後 4時04分 休憩

午後 4時14分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、事務局長から報告させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に遠藤龍之君、副委員長に岩佐 豊君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の規定による権限を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の規定による権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第7号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月17日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、9月17日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月19日会議であります。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 4時17分 散会

